
自治体中間サーバーに係る地方公共団体の 対応等について

平成30年4月
地方公共団体情報システム機構

平成30年5月21日修正版

目次

1. 自治体中間サーバー関連スケジュール
2. 平成30年7月改版データ標準レイアウトに係る副本登録について
3. 団体用検証環境を利用したテストについて
4. 自治体中間サーバー・ソフトウェア機能強化
5. 自治体中間サーバーを運用する上での注意事項について
6. 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスについて(参考)
7. 自治体中間サーバー・ソフトウェアについて(参考)
8. 第四次LGWANの移行における情報提供について(参考)

1. 自治体中間サーバー関連スケジュール

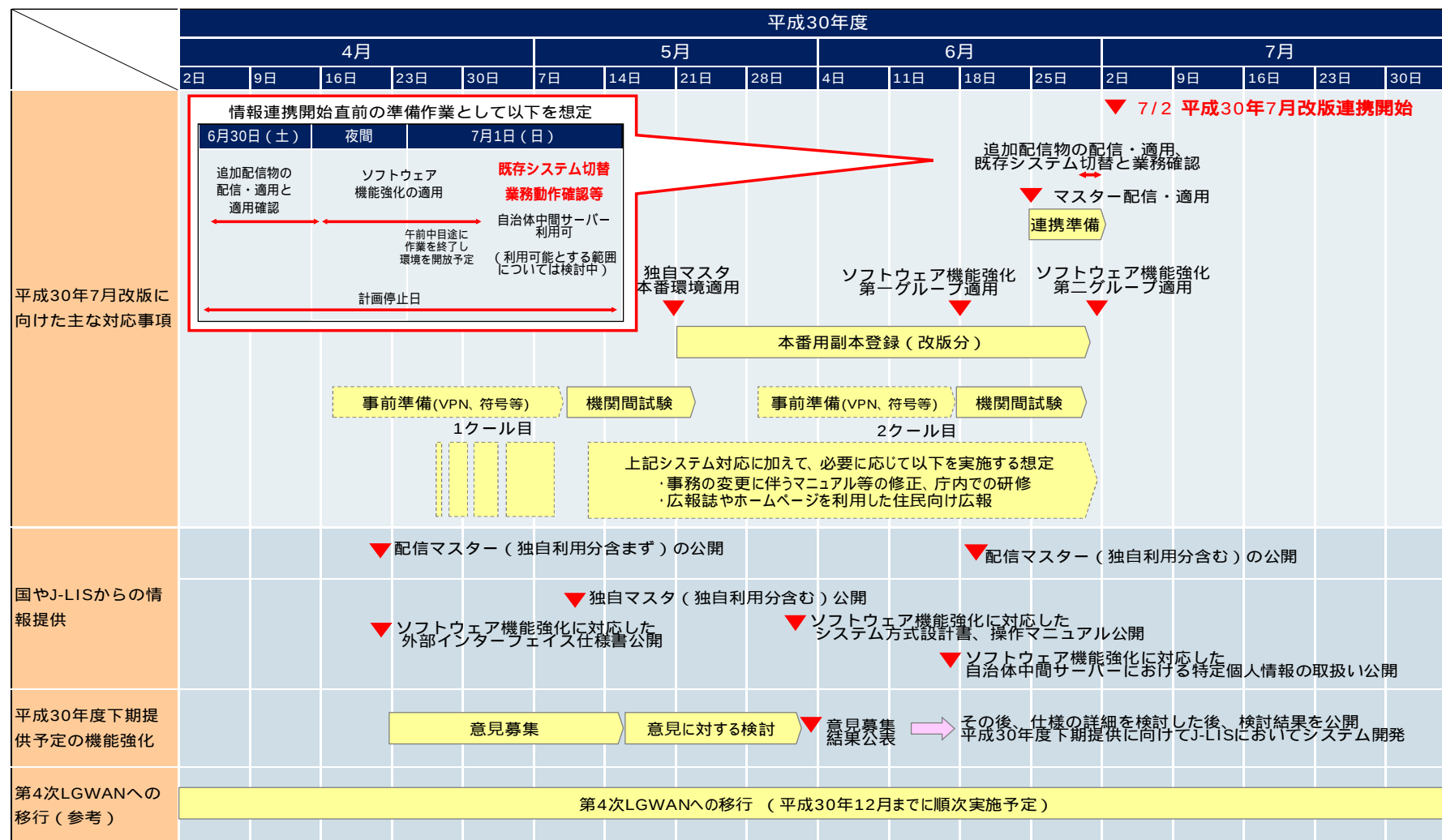
1.1 自治体中間サーバー関連スケジュール概要

- 地方公共団体における情報連携等の事務が円滑に行われるよう、定期的に行われるデータ標準レイアウト改版等のスケジュールを踏まえながら、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)では自治体中間サーバー・プラットフォームの運用とソフトウェアの保守を計画的に実施します。

	平成30年度												平成31年度							
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
主要マイルストン				▼ データ標準レイアウト 平成30年7月改版連携開始					データ標準レイアウト改版 連携開始（想定）			データ標準レイアウト改版 連携開始（想定）				▼ データ標準レイアウト 平成31年7月改版連携開始 （想定）				
	特定個人情報・事務手続の追加・変更を伴う年に1度のデータ標準レイアウト改版に加えて、機関の追加等による改版が定期的に行われることを想定																			
自治体中間サーバー・プラットフォームの運用	自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスの提供 - システムの監視・運用、サポートサイト・ヘルプデスクを通じた支援等 - （年間計画に従ったサービス提供）												自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスの提供 （年間計画に従ったサービス提供）							
	データ標準レイアウト改版に合わせてマスターの配信・適用、独自マスタの提供、団体用検証環境の提供なども実施																			
自治体中間サーバー・ソフトウェアの保守	機能強化 ソフトウェア開発		▼ 機能強化リリース （6月に2段階リリース）																	
	機能強化に係る 意見募集・検討	仕様検討 ～ 機能強化ソフトウェア開発（時期未定）										▼ 機能強化リリース（時期未定）								
									機能強化に係る 意見募集（時期未定）	仕様検討 ～ 機能強化ソフトウェア開発（時期未定）										
	制度の変更（データ標準レイアウト改版等）や地方公共団体から寄せられる要望等に基づき、計画的にソフトウェアの機能強化を実施（現状では年に2回程度の提供を想定）																			

1.2 平成30年7月改版等に係る自治体中間サーバー関連スケジュール

- データ標準レイアウト平成30年7月改版に向けて、地方公共団体での対応が必要となる自治体中間サーバー関連事項は以下のとおりです。
- 連携開始に向けて副本登録や関連システムの整備等を進めることが必要となります。



2. データ標準レイアウト平成30年7月改版に係る副本登録について

2.1 データ標準レイアウト平成30年7月改版に対応した副本登録の概要等

更新あり

■ 副本の登録は5月21日（月）から可能です。

■ 副本の登録はデータ標準レイアウト平成30年7月版での情報連携開始前までに完了させてください。

データ標準レイアウト平成30年7月改版における特定個人情報ごとの副本登録の考え方

#	改版の種類(1)	副本登録の考え方	特定個人情報	
1	項目追加等によるメジャー改版	H30.7版のレイアウトに対し、過去分を含めて再登録し、旧版は情報連携開始後に削除(2)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
			21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報
2	データセットの追加	H30.7版において追加されたデータセットに対し、過去分を含めて登録	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報
			52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報
3	特定個人情報の追加	H30.7版において新たに追加された特定個人情報として、新規に登録 (5/18追記：登録期限を平成32年7月に延長(3))	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報
4	データセットの廃止	H30.7版において廃止されるデータセットについては、廃止後31日以降削除(2)	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報

1 これらの改版の種類のほかに、特定個人情報31番「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」など、特定個人情報の項目に対して追加されたコード値が設定されて、7月2日（月）以降に情報連携が行われる特定個人情報が存在します。これらについては、公開開始日、公開終了日を設定することで、6月30日以前の副本登録が可能です。

2 特定個人情報の削除については、12ページの「 5/18追記 特定個人情報の一括削除機能について」をご覧ください。

3 平成30年5月17日付け事務連絡「特定個人情報85番の情報連携に関する取扱いについて」(内閣官房番号制度室、総務省大臣官房個人番号企画室より関係府省へ発出)に基づき、関係府省から発出される事務連絡を参照ください。

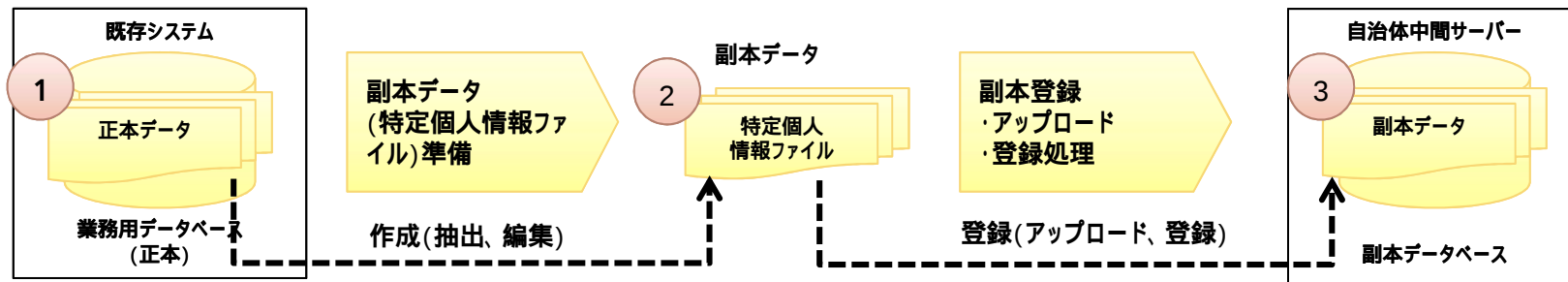
参考資料：平成30年4月6日付け事務連絡「特定個人情報2番の副本登録の日程調整等及び副本登録の進捗管理の実施方法について」の送付について」

2.2 副本登録を行う上での前提条件

副本データ（特定個人情報ファイル）の準備

副本の準備及びその正確性担保について

- 「正本データ（1）」はこれまで団体で行われてきた業務・事務運用の下で適切に維持・管理されている前提です。「正本データ」に基づき作成・登録される「副本データ」の正確性（＝）（データ項目の内容や登録する対象範囲）担保は、「副本データ（特定個人情報ファイル）」が「正本データ」から正しく作成され、「副本データ（特定個人情報ファイル）」が正常に「副本データ」として登録されることで、実現されます。
- 副本の正確性担保の考え方は「情報連携（試行運用）開始以降の副本登録 実施要領（地方公共団体向け）」の「2.3 副本の正確性担保について」に示していますので確認してください。



1： 正本データは、既存システムで保持しているデータのうち、副本として登録すべきデータとして表記している。

#	確認対象	データ項目の内容の確認	登録対象範囲（件数）の確認
1	副本データ(特定個人情報ファイル)	「作成された「副本データ(特定個人情報ファイル)」のデータ項目の内容が「正本データ」と一致していること」を、総合運用テストの結果等により、対象となる「副本データ(特定個人情報ファイル)」の属性(業務的なバリエーション)等に応じてサンプルチェックする。	「「正本データ」が副本登録する対象として、もれなく「副本データ(特定個人情報ファイル)」として抽出できていること」を、件数の一致により確認する。
2	副本データ	「登録された「副本データ」のデータ項目の内容が「正本データ」と一致していること」を、自治体中間サーバー接続端末を用いた特定個人情報の検索等でサンプルチェックする。	「「副本データ(特定個人情報ファイル)」が「副本データ」として不足なく登録されていること」を、処理結果件数から確認する。



Point!

副本データ準備時に作成される「副本データ(特定個人情報ファイル)」の正確性が担保されることが重要となります。制度所管府省から個別の方針があった場合には、そちらに従ってください。

2.3 データ標準レイアウト平成30年7月改版に向けた副本登録の留意事項

副本登録の特別制約について

- 特定個人情報2番「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」については副本登録件数が増えることが想定され、自治体中間サーバーやLGWANにおける負荷分散が必要となるため、団体のグループ分けを行い、グループ毎に副本のアップロードの日程調整等をさせていただきます。(詳細については、平成30年4月6日付の事務連絡、『「特定個人情報2番の副本登録の日程調整等及び副本登録の進捗管理の実施方法について」の送付について』を参照してください。)

				月	火	水	木	金	土	日
1	時間帯			5月21日	5月22日	5月23日	5月24日	5月25日	5月26日	5月27日
週目	午前	8:00	~ 12:00	A+E	C+G	A+E	C+G	A+E	C+G	E+G
	午後1	13:00	~ 17:00	B+F	D+H	B+F	D+H	B+F	D+H	F+H
	午後2	17:00	~ 22:00							
2				5月28日	5月29日	5月30日	5月31日	6月1日	6月2日	6月3日
週目	午前	8:00	~ 12:00	D+H	B+F	D+H	B+F	D+H	B+F	F+H
	午後1	13:00	~ 17:00	C+G	A+E	C+G	A+E	C+G	A+E	E+G
	午後2	17:00	~ 22:00							
3				6月4日	6月5日	6月6日	6月7日	6月8日	6月9日	6月10日
週目	午前	8:00	~ 12:00	B+F	D+H	B+F	D+H	B+F	D+H	E+G
	午後1	13:00	~ 17:00	A+E	C+G	A+E	C+G	A+E	C+G	F+H
	午後2	17:00	~ 22:00							
4				6月11日	6月12日	6月13日	6月14日	6月15日	6月16日	6月17日
週目	午前	8:00	~ 12:00	C+G	A+E	C+G	A+E	C+G	A+E	
	午後1	13:00	~ 17:00	D+H	B+F	D+H	B+F	D+H	B+F	計画停止
	午後2	17:00	~ 22:00							
5				6月18日	6月19日	6月20日	6月21日	6月22日	6月23日	6月24日
週目	午前	8:00	~ 12:00	A+E	C+G	A+E	C+G	A+E		
	午後1	13:00	~ 17:00	B+F	D+H	B+F	D+H	B+F	配信マスク適用予定	配信マスク適用予定
	午後2	17:00	~ 22:00							
6				6月25日	6月26日	6月27日	6月28日	6月29日	6月30日	7月1日
週目	午前	8:00	~ 12:00	D+H	B+F	C+G				
	午後1	13:00	~ 17:00	C+G	A+E	D+H	予備日	予備日	計画停止	計画停止
	午後2	17:00	~ 22:00							

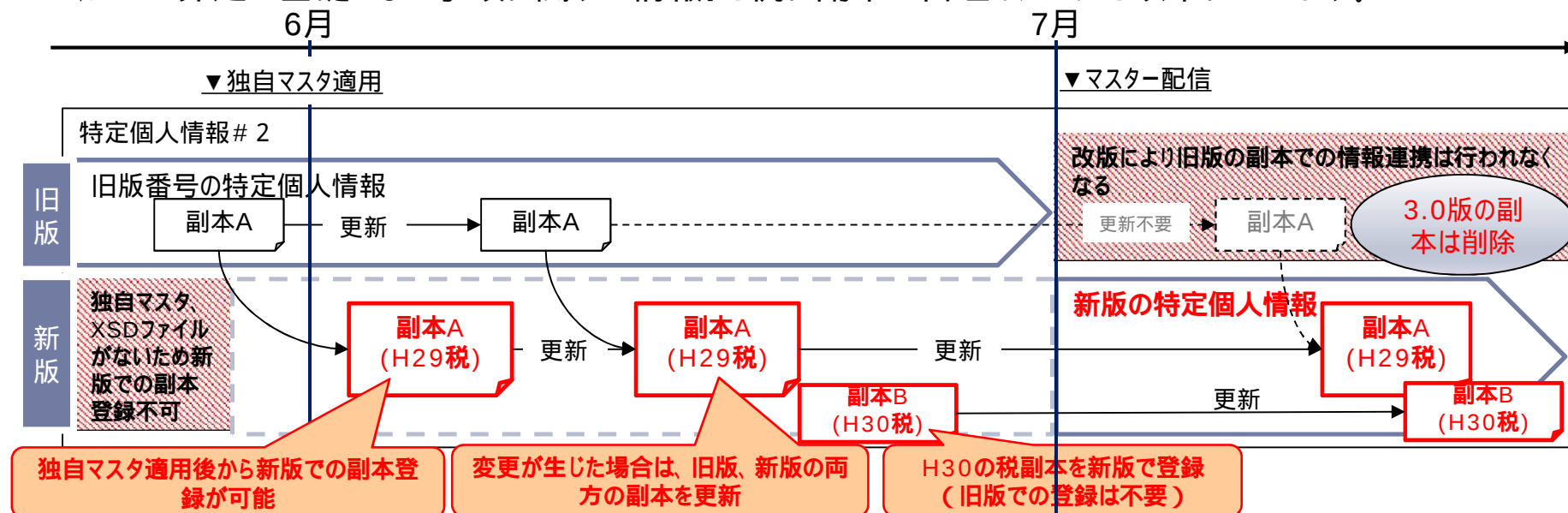
2.3 データ標準レイアウト平成30年7月改版に向けた副本登録の留意事項

■ 副本アップロード及び副本登録の実行に当たっての事前確認（推奨）

- 数件程度の副本登録を事前に行い、副本登録に誤りが無いことを確認することを推奨します。
- 事前確認は、副本アップロード当日に問題が顕在化しないよう、事前に確認することを目的としておりますので、副本登録を行う全ての既存システム及び自治体中間サーバー接続端末から実施し、改版対象となる全てのデータセットで1件以上を登録することを推奨します。
- 事前確認を実施した後、本番として副本データを登録する際には、事前確認で登録した副本データを再度登録することが可能です。再度登録した場合には、上書き登録となります。

2.3 データ標準レイアウト平成30年7月改版に向けた副本登録の留意事項

特定個人情報 2 番「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」を例に副本の管理イメージを以下に示します。



副本の管理について

- 平成30年7月に向けて登録した副本に係る正本に変更が生じた場合は、通常業務として行っている日々の副本登録の場合と同様、その変更を適切なタイミングで反映する必要があります。
- 旧版と新版の両方の副本を適切に管理してください。

2.4 情報連携されなくなった改版前の副本の削除

■ 以下の特定個人情報とは新版の有効開始日を遡る形でメジャー改版されているため、旧版の副本は7月2日(月)以降は情報連携されなくなります。

- ・ 2 番「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」
- ・ 2 1 番「母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報」
- 自治体中間サーバー・プラットフォームのシステム資源の効率的な利用（不必要に情報を保持しない）の観点から、旧版の副本は、**情報連携開始後に削除**してください。

■ 以下の特定個人情報はマイナー改版に伴って一部のデータセットが廃止されているため、該当の情報は7/2(月)以降は情報連携されなくなります。

- ・ 19番「児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報」
- 情報提供の求めの有効期間は30日であり、7/1以降も30日間は情報提供が必要な可能性があることから、廃止されたデータセットは**平成30年8月以降、削除**してください。

5/18追記 特定個人情報の一括削除機能について

特定個人情報の一括削除機能については、平成30年度下期提供予定の機能強化にかかる意見募集において「機能強化候補（案）」の1つとしています。当該機能強化が採用され実装された場合には、情報連携されなくなった改版前の副本の削除は容易に行うことができます。

2.5 副本登録の際の注意点・依頼事項

副本登録の進捗管理の実施方法について

- 平成30年4月6日付の事務連絡の添付資料、「平成30年7月データ標準レイアウトに係る副本登録スケジュール」に平成30年7月データ標準レイアウト改版に係る副本登録（特定個人情報番号2番、8番、21番、52番及び85番）等の登録予定日毎の登録予定件数を記載して提出していただくことで、各団体の副本登録計画を把握します。

平成30年7月データ標準レイアウト改版に係る副本登録スケジュール

都道府県名	(選択してください)	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者		所属		連絡先(電話番号)	
団体名	(選択してください)	ASPサービス利用に係る窓口部署の管理者の確認のもと、提出をお願いします。現在登録している管理者から変更になっている場合は、自治体中間サーバー利用開始・変更連絡票の再提出をお願いします。					
団体コード	自動判別						
グループ(1)	自動判別						
パターン(1)	自動判別						

単位:千件 (例:1000件登録する場合は、「1」と記入する)

特定個人 情報番号(2)	特定個人情報名	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	計画 停止日	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	予備日	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	合計	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報																																														0
																																															0
8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報																																														0
21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報																																														0
52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報																																														0
85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報																																														0
その他																																															0

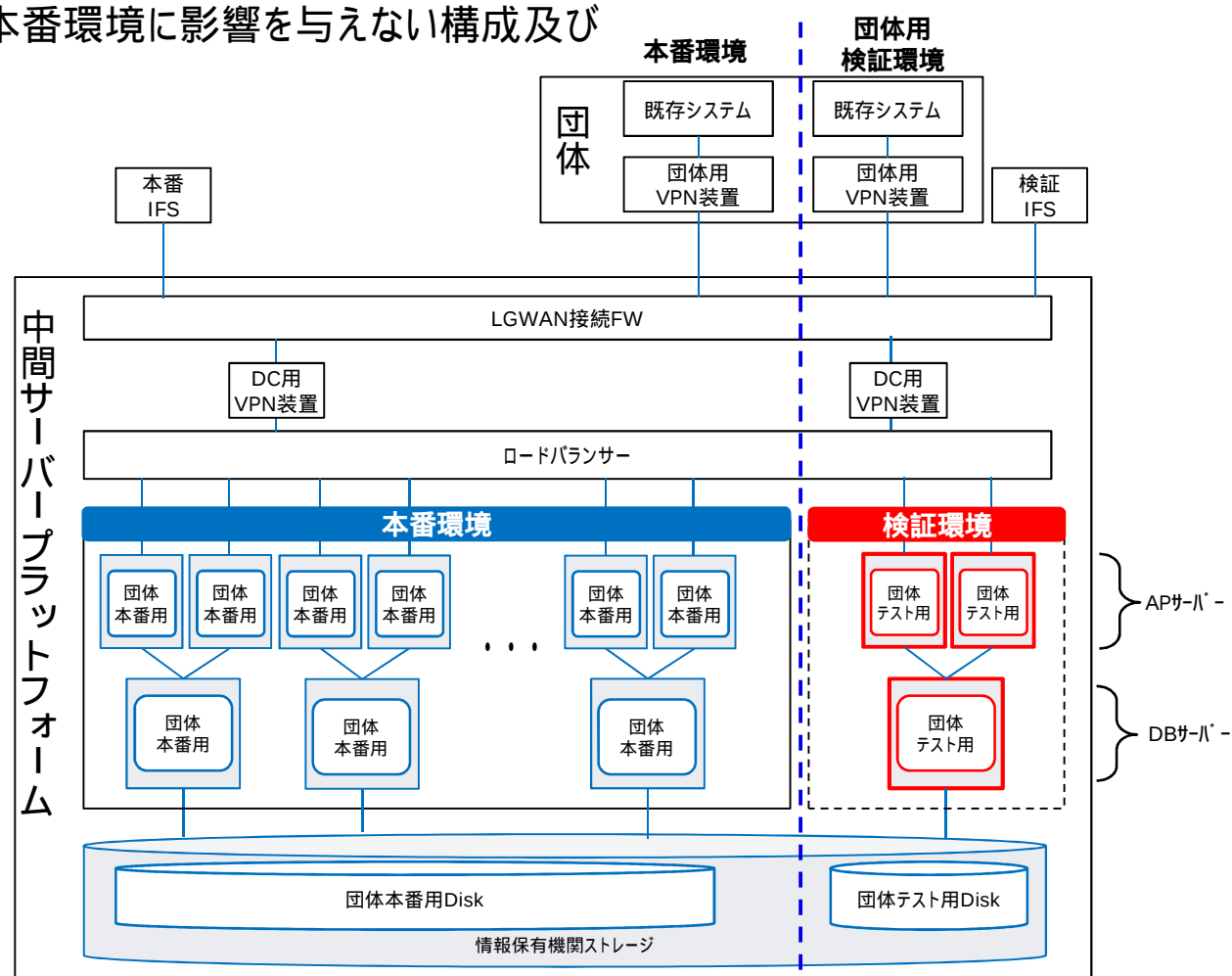
- 自治体中間サーバーの統計機能を利用して副本登録実績を把握します。昨年度のように定期的に各団体から実績報告を受ける方法は実施しません。
- 5月21日より6月末までは、通常月1回（第1土曜日）に実行している統計情報（副本）収集を週1回（土曜日）に実行し統計情報（版別、データセット別の副本件数情報）を作成します。
- 各団体において当該統計情報を確認することにより、副本登録実績確認をすることが可能です。
- 総務省大臣官房個人番号企画室及びJ-LISにおいて当該統計情報を確認し、各団体において策定した副本登録スケジュールと大きな乖離がある場合、都道府県または市区町村に問合せをさせていただきます。

3. 団体用検証環境を利用した テストについて

3.1 団体用検証環境概要

概要

- H29.11～、100団体分の団体用検証環境を提供開始しています。主な用途は以下の2点となります。
 - ・地方公共団体の既存システム新規構築・改修時の確認
 - ・データ標準レイアウト改版時の確認
- 団体用検証環境は本番環境に影響を与えない構成及び運用を可能とします。



3.1 団体用検証環境概要

前提条件

- 団体用検証環境は、機能確認を目的する範囲とし、性能負荷試験を想定したリソースの割り当ては行いません。
- 構築する団体のモデル（規模）については、一般市相当とします。
- 接続前に十分な確認を実施し最終確認用の利用を想定します。（試験期間は概ね2週間程度）
- 接続するには、本番用とは別に団体用検証環境用の団体用VPN装置が必要です

利用するには

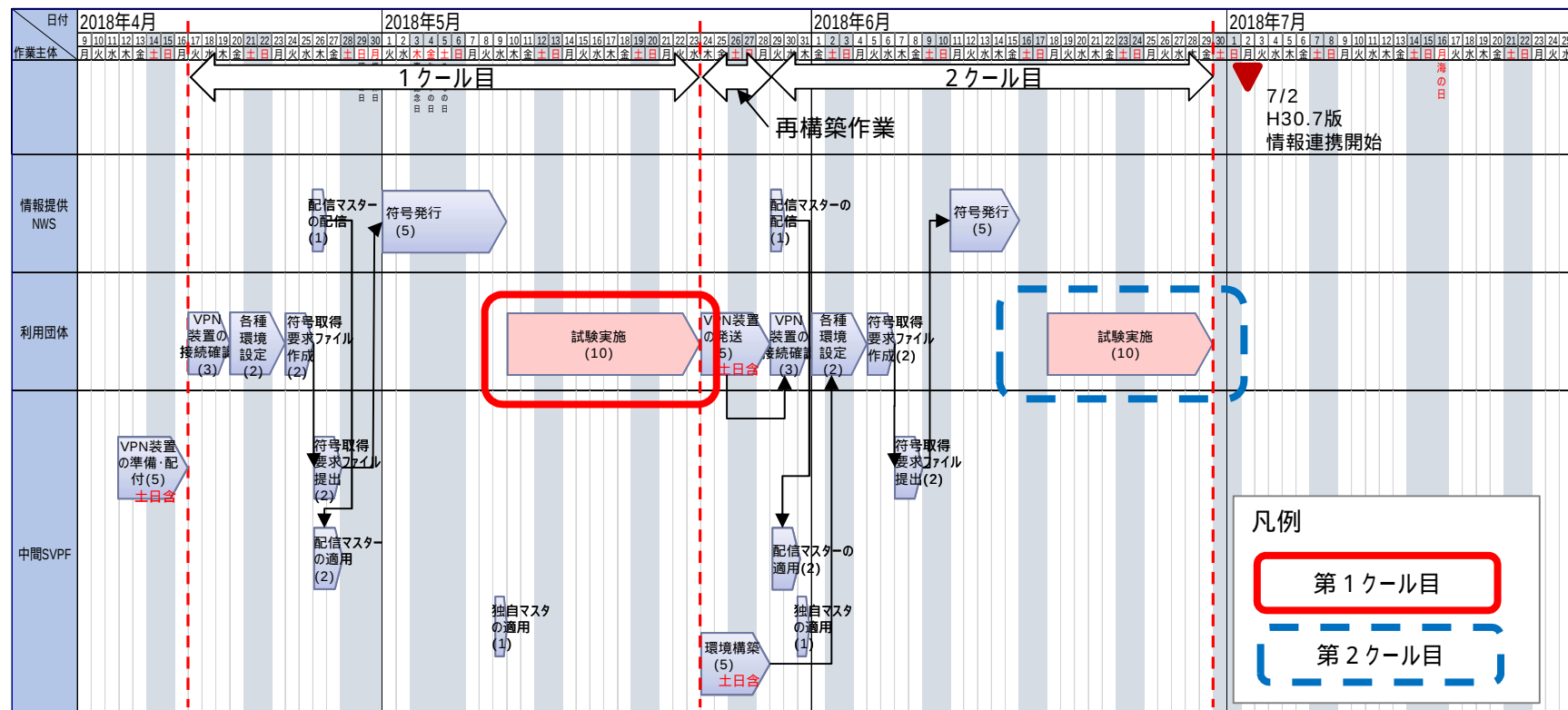
- 以下の3点の申請が必要となります。
 - ・自治体中間サーバ団体用検証環境利用申請
 - ・自治体中間サーバ利用開始・変更連絡票
 - ・情報提供NWS接続申請（J-LISが取りまとめて提出）
- 団体用VPN装置の設定・各種環境設定・符号取得等、利用者側にも事前作業があります。
- 符号取得の申請から取得には時間がかかります。（指定された日までに申請する必要があります。さらに取得するまでに最大7日（平日）必要です。）
- 機関間試験を行う場合、各団体において、連携相手となる団体を選択し、調整する必要があります。

3.2 データ標準レイアウト平成30年 7 月改版に係るテスト

概要

- データ標準レイアウト平成30年7月改版に係るテストとして団体用検証環境の利用希望団体を募集しました。
- 利用希望の団体からの利用申請を受け、現在下記スケジュールにて準備中です。

スケジュール



3.3 平成30年7月以降の検証環境の利用について

■ 平成30年7月以降の予定

- データ標準レイアウト平成30年7月改版の後も既存システムの改修等に係るテストを行えるよう、環境を整備・提供予定です。
- 環境利用の募集等の詳細につきましては事務連絡・自治体中間サーバー通信等で連絡いたします。

4.自治体中間サーバー・ソフトウェア機能強化

4.1 ソフトウェア機能強化への取組み（1/3）

自治体中間サーバー・ソフトウェアの機能強化の実績と予定を以下に示します。

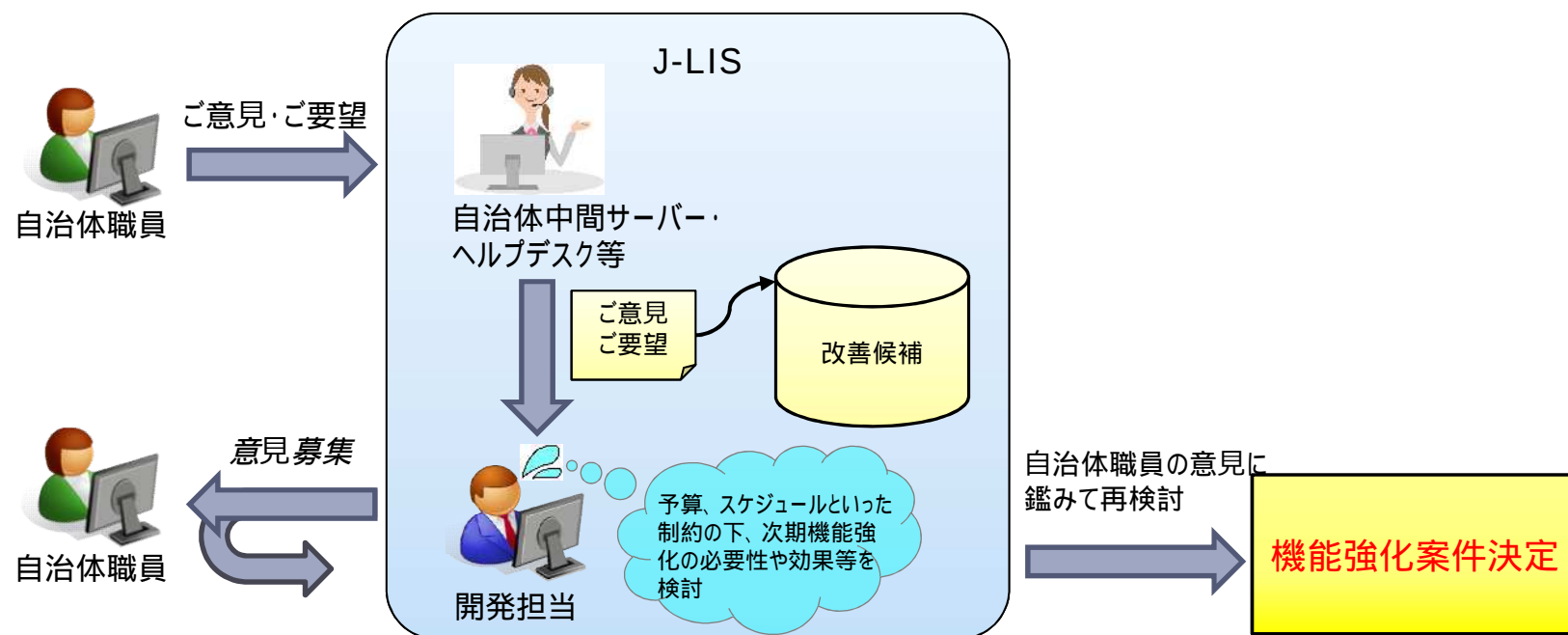
項番	ソフトウェアリリース時期	機能強化に伴うドキュメント公開
1	平成29年 7月（情報連携（試行運用）開始前）	平成29年4月～6月
2	平成29年10月（情報連携（本格運用）開始前）	平成29年10月
3	平成29年12月～平成30年1月	平成29年12月
4	平成30年 6月（予定）	平成30年4月～6月
5	平成30年度下期（予定）	平成30年度下期（予定）

- 平成29年度は、これら以外に自治体中間サーバー・サポートサイトのFAQに掲載しているソフトウェアの不具合についても、機能強化と併せて対応を行いました。
- 今後の機能強化の時期、ドキュメント公開日については、詳細が決まり次第、自治体中間サーバー通信等でお知らせします。
- ソフトウェアの機能強化においては、次項の「機能強化内容決定プロセス」に記載のとおり、地方公共団体からの意見を反映し取り込んでいます。

4.1 ソフトウェア機能強化への取組み（2/3）

機能強化内容決定プロセス

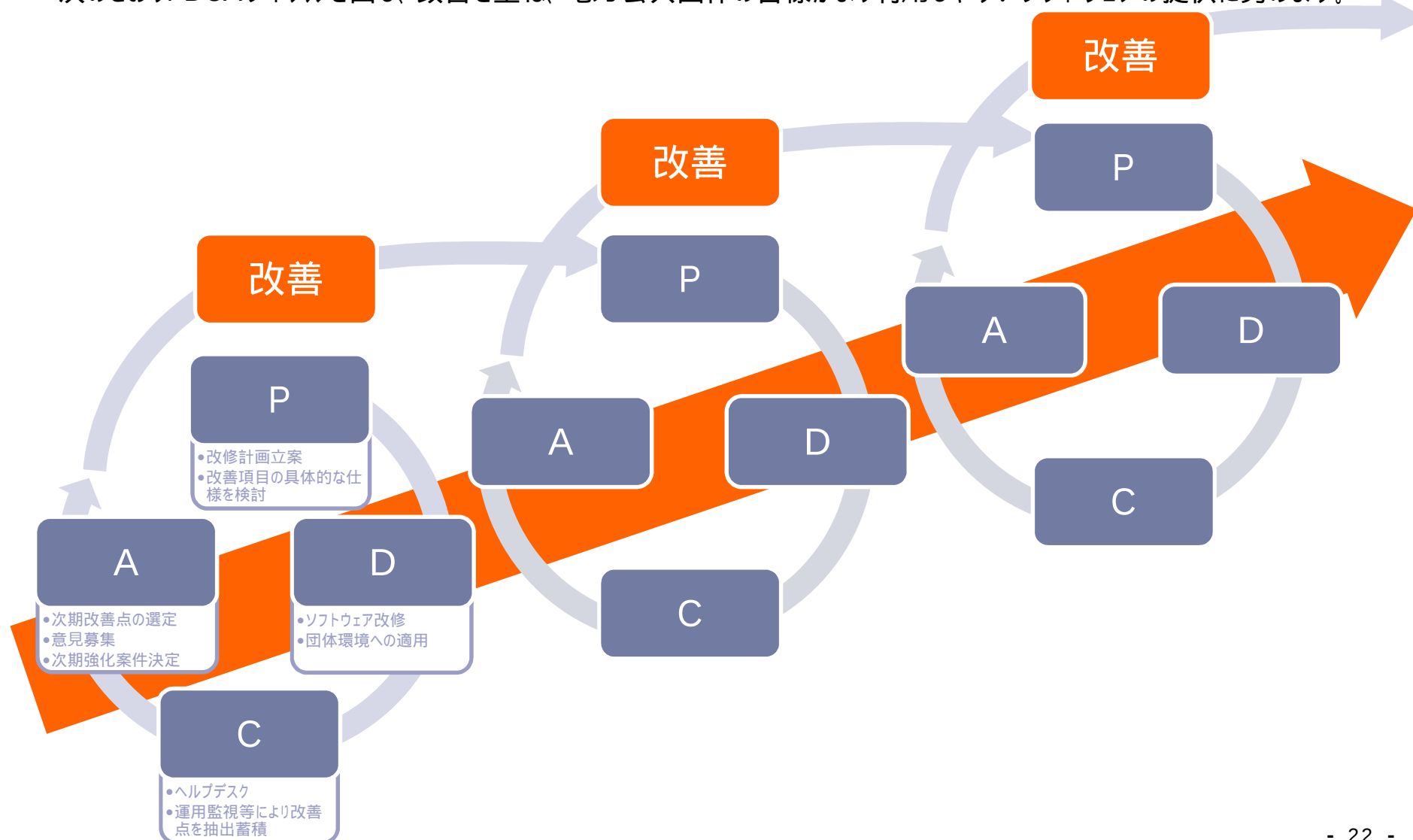
- 自治体中間サーバー・ソフトウェアの機能強化については、これまでも地方公共団体からヘルプデスク等へ寄せられた要望等から重要度及び費用対効果を踏まえた上で、ソフトウェア改修予算やスケジュールといった制約の範囲内で対象案件を選定し、検討の過程で地方公共団体の意見を伺うなどしながらシステム改修を実施してきたところです。
- ソフトウェア機能強化に対する要望の更なる掘り下げ及び改修案件の決定プロセスの明確化・透明化のため、平成30年6月提供予定の機能強化案件の選定からは、地方公共団体に対する意見募集を行うこととしています。
- 平成30年度下期提供予定の機能強化においては、自治体中間サーバー接続端末から副本登録内容を入力する機能の実装等を検討しており、4月中旬～5月中旬にかけて意見募集を行い対象案件を決定予定です。



4.1 ソフトウェア機能強化への取組み（3/3）

機能強化のサイクルは次のとおりです。

- 次のとおりPDCAサイクルを回し、改善を重ね、地方公共団体の皆様がより利用しやすいソフトウェアの提供に努めます。



4.2 ソフトウェア機能強化内容（平成30年6月（予定））一覧（1/2）

平成30年6月（予定）のソフトウェア機能強化項目一覧

項番	機能強化項目	概要
1	外部インターフェイス仕様の変更（自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定状況確認機能の追加）	自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定状況については、自治体中間サーバー接続端末（以下「接続端末」という。）においては確認可能であるが既存システムから状況を確認するためのインターフェイスが存在しない。そのため、既存システムからフラグの設定変更を実施した履歴を元にして、中間サーバーで設定されている状態を管理する等の措置を講ずる必要が生じている。 そのため、既存システムにおいても現在の設定状況を確認できるよう、新たなインターフェイスを追加する。
2	外部インターフェイス仕様の変更（情報照会時の処理通番等確認機能の追加）	情報照会時の処理通番及び処理通番の枝番を確認できるよう、既存インターフェイスに項目を追加する。 なお、団体の事情により既存インターフェイスの改修に時間を要する場合を踏まえ、新旧の電文を並行運用可能とする。
3	自動応答不可フラグの設定単位の見直し	自動応答不可フラグの設定（特定個人情報名コード単位）は、主に非電算業務のためあらかじめ副本登録が困難な場合の利用を想定しているが、複数の業務にまたがる特定個人情報の場合には、登録済みの情報だけで自動応答可能な事務手続に対しても自動応答不可となってしまう。 そのため、複数のデータセットが含まれる特定個人情報の場合にはデータセット単位で自動応答不可フラグの設定を可能とし、当該データセットを必要としない事務手続に対しては自動応答可能とする。
4	情報照会結果の一括確認機能の実装	接続端末から一括で情報照会を実施した際、照会結果の確認については一括で行えないため確認に時間を要していることから、情報照会結果についても一括で確認する機能を実装する。
5	情報照会時における不開示コード設定の自動化	不開示該当フラグが設定されている場合は、情報提供時には自動的に不開示コードが設定され情報提供等記録についても不開示の旨を記録しているが、情報照会時には不開示コードは自動で設定されない。 情報照会時についても、不開示該当フラグが設定されている場合は、自動的に不開示コードを設定する機能を実装する。
6	不開示該当フラグの反映タイミングの即時化	サーバー間XMLデータ連携による自動応答不可フラグの反映タイミングについては、平成29年4月の中間サーバーソフトウェアの機能強化により、定時実行に加え5分ごとのサイクル処理による即時反映が実施されている。 一方、サーバー間XMLデータ連携による不開示該当フラグの現在の反映タイミングは定時実行のみとなっているため、自動応答不可フラグの反映タイミングに合わせて、5分ごとのサイクル処理による即時反映を実施する。

4.2 ソフトウェア機能強化内容（平成30年6月（予定））一覧（2/2）

項番	機能強化項目	概要
7	「部署一括登録情報ファイル 登録」処理における対象外事務手続コードの登録上限桁数拡張	「部署一括登録情報ファイル 登録」処理における対象外事務手続コードの登録上限桁数を現在の1700桁から8159桁（480項目）へ拡張する。
8	接続端末の動作保証環境の追加	接続端末の動作保証環境は、システム方式設計書の「3.2 中間サーバー接続端末環境」に示すとおり「Windows7Pro×InternetExplorer11」または「Windows8.1Pro×Firefox」の組合せのみである。今後のクライアントOSに関する市場動向を踏まえ、Windows10Proについても動作評価を実施する。
9	不開示設定された情報提供等記録の開示設定への変更機能追加	現在、一度不開示と設定された情報提供等記録に対しては開示への設定変更ができない仕様となっており、不開示コードの設定を変更せずに、記録事項変更事由の欄に「不開示設定変更」を設定することで、不開示から開示に変更した記録を識別することとしている。 複数の意見が寄せられており、また、項番5の対応により必要性が高まると考えられることから対象とする。
10	情報照会内容入力における事務手続と対応する特定個人情報名の表示	中間サーバー接続端末で情報照会内容を入力する際、「情報照会内容 事務手続選択（SC_SKI_0103）」画面において同一の事務手続が複数行表示されている場合、どの特定個人情報に対するものであるかを明確にするため、対応する特定個人情報名を表示する。
11	ユーザ情報及び部署情報の更新における更新方法の見直し	ユーザ情報または部署情報を更新する際、「有効終了日」を入力するためには「有効開始日」へ更新処理を実施する日付以降を入力しなければならない。正確な更新履歴管理の阻害要因となっているため、ユーザ情報及び部署情報に関する更新方法について、過去に遡った修正ができないこと及び更新前の履歴情報を保持していることが分かるよう、当該画面及び操作マニュアルへ補足説明を加える。
12	画面表示メッセージの改善による操作性の向上	画面に表示されるエラー等のメッセージを改善し、マニュアルを見ずに操作者が次のアクションが具体的に想起できるようにして操作性の向上を図る。
13	突合用ファイル出力機能のダウンロード性能改善	副本登録内容突合用ファイル出力の即時処理を実装する。 当該処理を現行の夜間バッチ方式に加えて即時処理することも選択可能とし、処理が完了した後にデータのダウンロードが可能となる。なお、システム負荷を考慮し即時処理の最大データ件数は3万件までとする。
14	時点指定の特別仕様（グループごとの最新提供）に関する情報提供方法の仕様変更	「番号法に係るデータ標準レイアウト関連様式＜平成30年7月向け＞」様式Bの備考に追加された「時点指定の特別仕様（グループごとの最新提供）」に係る「ただし書き」に対応するため情報提供方法の仕様を変更する。

本一覧は、自治体中間サーバー通信（第025号）の別紙2より抜粋し再編集したものです。

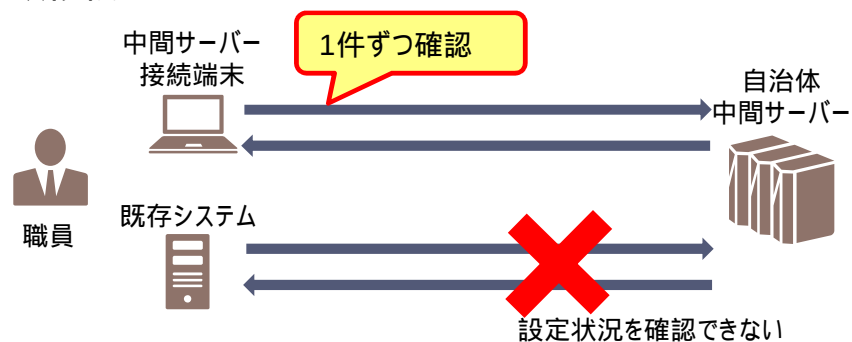
4.3 ソフトウェア機能強化内容（平成30年6月（予定））概要説明（項番1）

外部インターフェイス仕様の変更（自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定状況確認機能の追加）

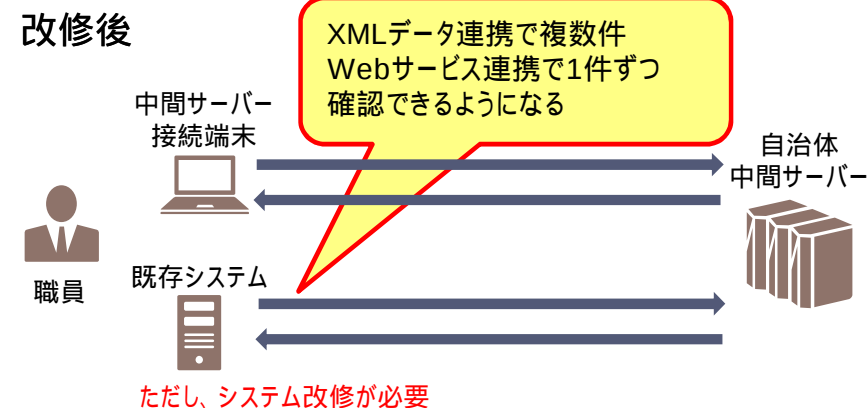
- 従来、自動応答不可フラグ及び不開示該当フラグの設定状況は、自治体中間サーバー接続端末でしか確認ができませんでしたが、新たなインターフェイスを追加し、既存システムからも確認ができるようになります。

例）DV・虐待等被害者について、不開示の最新の設定状況を確認したい場合

改修前



改修後

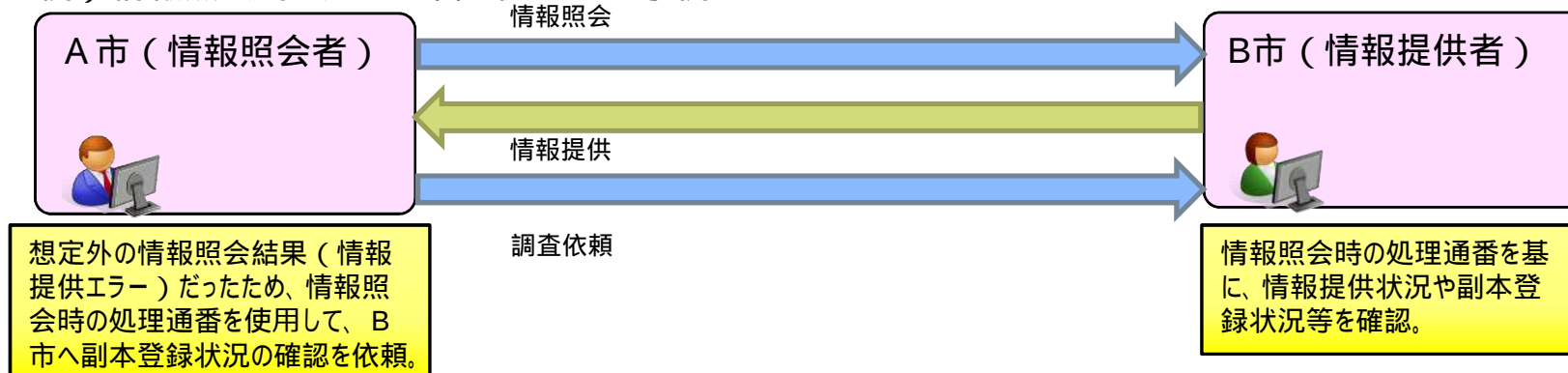


4.3 ソフトウェア機能強化内容（平成30年6月（予定））概要説明（項番2）

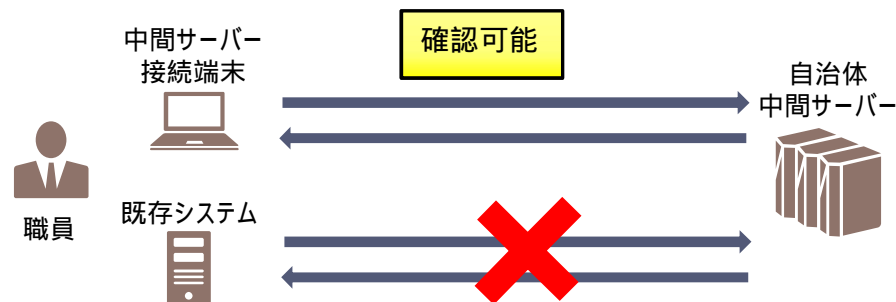
外部インターフェイス仕様の変更（情報照会時の処理通番等確認機能の追加）

- 既存インターフェイスに項目を追加し、既存システムからでも情報照会時の処理通番及び処理通番の枝番を確認できるようにすることで、調査依頼を受けたときに迅速に対応できるようになります。なお、団体の事情により既存インターフェイスの改修に時間を要する場合を踏まえ、新旧の電文を並行運用可能とします。

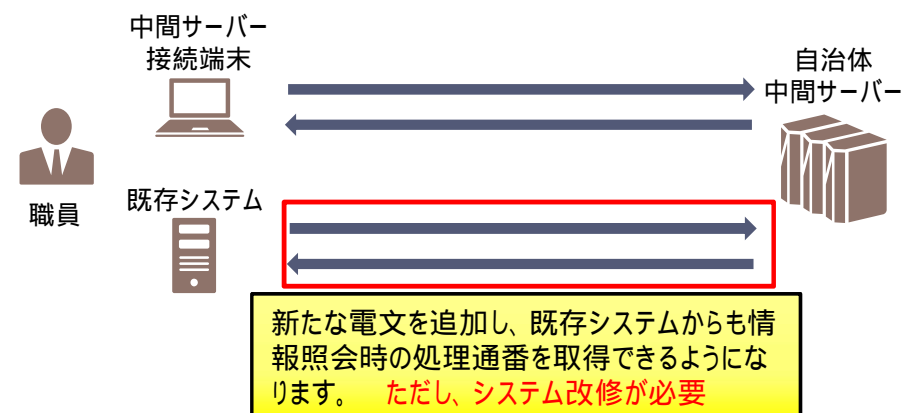
例）情報照会時の処理通番の使用想定事例



改修前



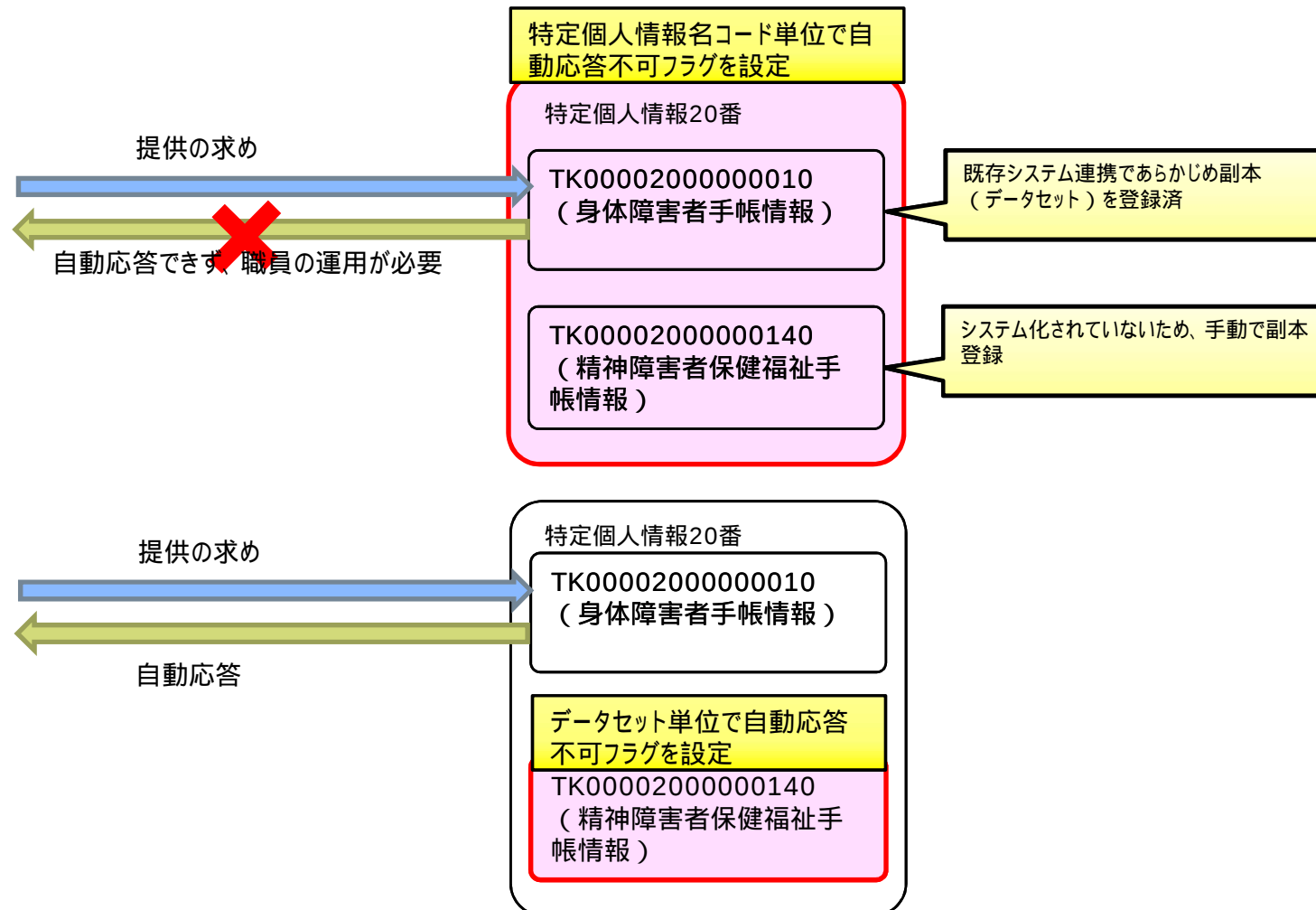
改修後



4.3 ソフトウェア機能強化内容（平成30年6月（予定））概要説明（項番3）

自動応答不可フラグの設定単位の見直し

- 自動応答不可フラグの設定単位を「特定個人情報コード単位」に加えて「データセット単位」に分けて設定可能とすることにより、職員の運用を伴わずに自動応答が可能となります。

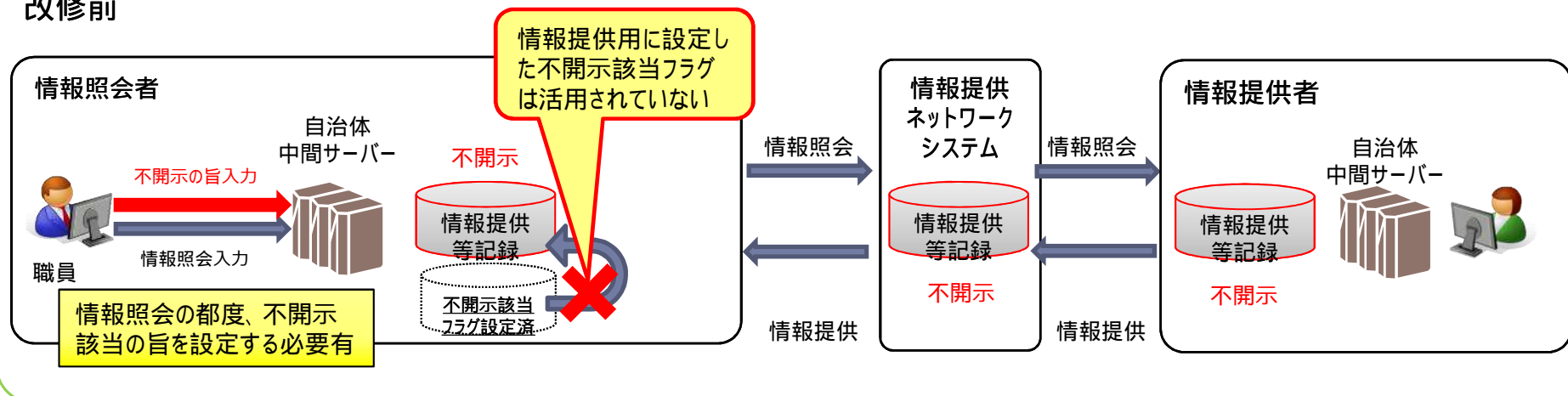


4.3 ソフトウェア機能強化内容（平成30年6月（予定））概要説明（項番5）

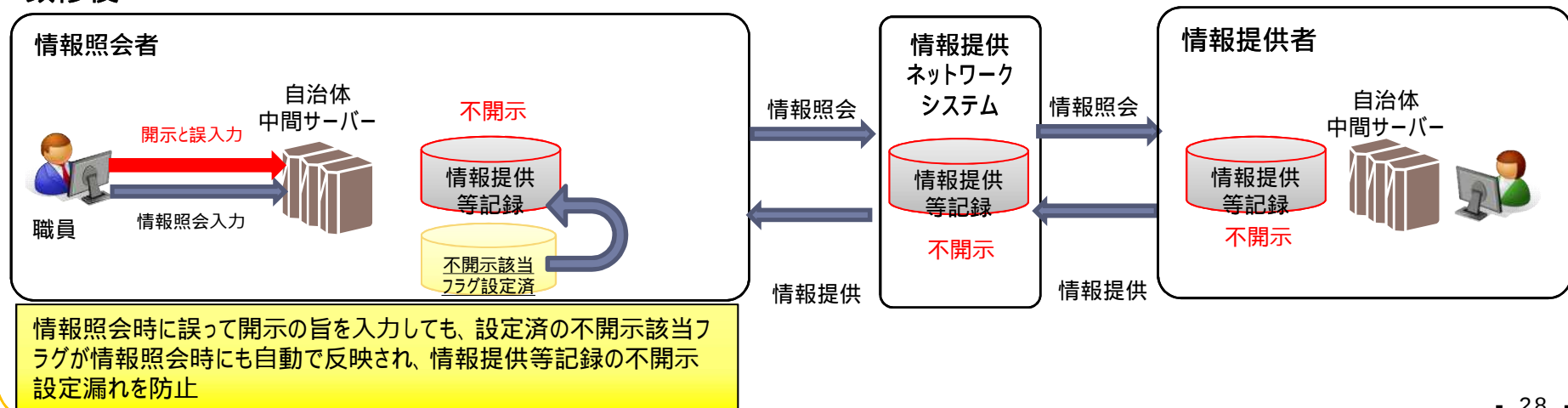
情報照会時における不開示コード設定の自動化

- DV・虐待等被害者に係る情報照会時には、その都度不開示の旨を設定する必要がありましたが、今後は情報提供時同様、不開示該当フラグを活用して、不開示の旨を自動で設定し、設定漏れを防止します。

改修前



改修後



4.3 ソフトウェア機能強化内容（平成30年6月（予定））概要説明（項番14）

■ 時点指定の特別仕様（グループごとの最新提供）に関する情報提供方法の仕様変更

- 「番号法に係るデータ標準レイアウト関連様式＜平成30年7月向け＞」様式Bの備考に追加された「時点指定の特別仕様（グループごとの最新提供）」に係る「ただし書き」に対応し、切り替えのタイミングを指定した時でも情報提供できるようになります。

< 例：特定個人情報 3 1 番（資格情報）の場合 >

2017年2月28日に世帯主死亡により、世帯員が世帯主となり国保記号番号を変更した場合、世帯員の国保記号番号（1 1 1 1 1）の喪失日と、国保記号番号（2 2 2 2 2）の取得日は同日（2017年2月28日）で登録。この状態で情報照会条件に「2017-02-28」が指定された情報提供の求めを受ける。

< 世帯主 >

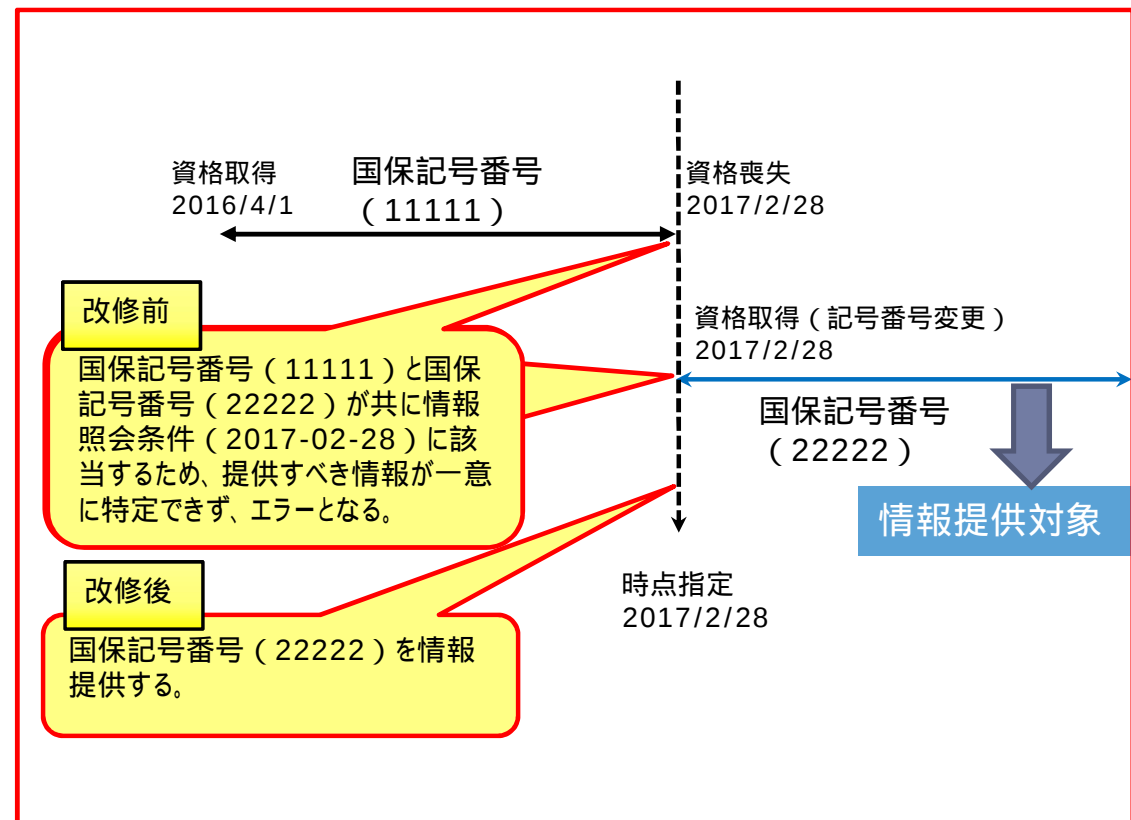
資格取得 (取得異動日：2016-04-01)
資格喪失（死亡） (喪失異動日：2017-02-28)

< 世帯員 >

資格取得 (取得異動日：2016-04-01)
資格喪失（世帯主死亡） (喪失異動日：2017-02-28)
資格取得（記号番号変更） (取得異動日：2017-02-28)

< 世帯員の副本登録内容 >

	国保記号番号	取得日	喪失日
履歴 1	1 1 1 1 1	2016-04-01	<u>2017-02-28</u>
履歴 2	2 2 2 2 2	<u>2017-02-28</u>	設定なし



5. 自治体中間サーバーを運用する上での 留意事項について

5.1 副本登録の上限について

(情報連携(試行運用)開始以降の副本登録実施要領(地方公共団体向け)(第2.00版)からの抜粋)

1 日当たりの副本データ(特定個人情報ファイル)アップロード上限

- 副本データのアップロードにより、地方公共団体から自治体中間サーバー間までのネットワーク帯域に負荷がかかり、通常業務に支障を来す恐れがあります。そのため、地方公共団体が1日にアップロードできる上限を以下のとおり定めています。

#	項目	値	説明
1	登録・削除件数の上限	人口200万人以上の市(教育委員会含む) (横浜市,大阪市,名古屋市)	人口の100% 一律200万件
		人口200万人未満の市区町村(教育委員会含む)、都道府県(教育委員会含む)、一部事務組合及び広域連合	
2	アップロードサイズ の上限	市区町村(教育委員会含む)	人口の100%×10KB
		都道府県(教育委員会含む)	人口の10%×10KB
		一部事務組合及び広域連合	構成団体の合計人口の30%×10KB

登録と削除を同時に行う場合は、登録と削除の合計件数及びアップロードサイズの上限を超えないようにしてください。

「登録件数の上限」、「アップロードサイズの上限」両方を守っていただく必要があります。

例：人口20万人の市が、1件当たり5KBの副本データをアップロードする場合。

#	項目	上限	説明
1	登録・削除件数の上限	200万件	#1と#4を比較した場合、#4は件数上限に達していないため、アップロードサイズ の上限まで登録が可能です。一方、#2と#3を比較した場合、#3はアップ ロードサイズの上限を超えているため、件数上限までの登録はできません。こ の例では件数上限ではなく、アップロードサイズの上限である200万KBを守っ ていただくことになります。
2	アップロードサイズの上限	200万KB(20万人×10KB)	
3	件数の上限まで登録した場合のサイズ	1000万KB(200万件×5KB)	
4	サイズの上限で登録可能な件数	40万件(200万KB/5KB)	

5.2 環境設定及び運用に関する注意事項

■ システム管理者アカウントのパスワードロックについて

- システム管理者アカウントを1つしか作成していない団体は、事前にシステム管理者アカウントを複数作成して、アカウントロック発生の際に他のシステム管理者アカウントを使用してアカウントロック解除ができるようにしてください。
- アカウントロック解除を自治体中間サーバー・プラットフォーム側で対処を行う場合は、即日対応は困難であり1週間程度かかる可能性があります。

■ VPN装置のバックアップファイルの取得について

- 「VPN装置取扱マニュアル」、「4.6 バックアップ」に記載のとおり、VPN装置の設定変更を行った後のバックアップファイルが保存されていることを確認するとともに、バックアップファイルに設定されたパスワードを適切に管理していることも併せて確認してください。
- VPN装置のバックアップファイルを保存していない場合には、地方公共団体に設置しているVPN装置が故障した際に復旧までに時間を要し、情報連携に支障を来たしますので注意してください。

■ データ送受信機能停止時間帯における一括等での情報照会の運用について

- 「データ送受信機能停止時間帯(平日 21:00～0:00)」に情報照会要求を行わないでください。「データ送受信機能停止時間帯(平日 21:00～0:00)」に情報照会要求を行うと、翌日のシステムサービス提供時間開始直後に当該処理が行われ、相手先中間サーバーの停止（起動が完了していない等）によるエラーとなって処理が正常に行われなかったといった事象が発生する可能性があります。

5.3 問合せ時の個人情報の取扱いについて

■ 問合せ時の個人情報の取扱いについて

- 自治体中間サーバー・ヘルプデスク又はシステムトラブル等の解決のためにJ-LISが、地方公共団体等から個人情報の提供を求めることは原則ありません。やむを得ず、自治体中間サーバー・ヘルプデスク等に個人情報を提供する際は、各地方公共団体の個人情報保護条例や管理規程等に則り、対応してください。
- 自治体中間サーバー・ヘルプデスク又はシステムトラブル等でJ-LISに問合せをする際は、発生日時、発生事象の概要、エラーメッセージ等を連絡し、添付ファイルで電文や操作画面のキャプチャ等を送付する際は、特定個人情報や個人情報に該当する箇所をマスキング、削除等、適切な対応をしてから送付するようお願いします。

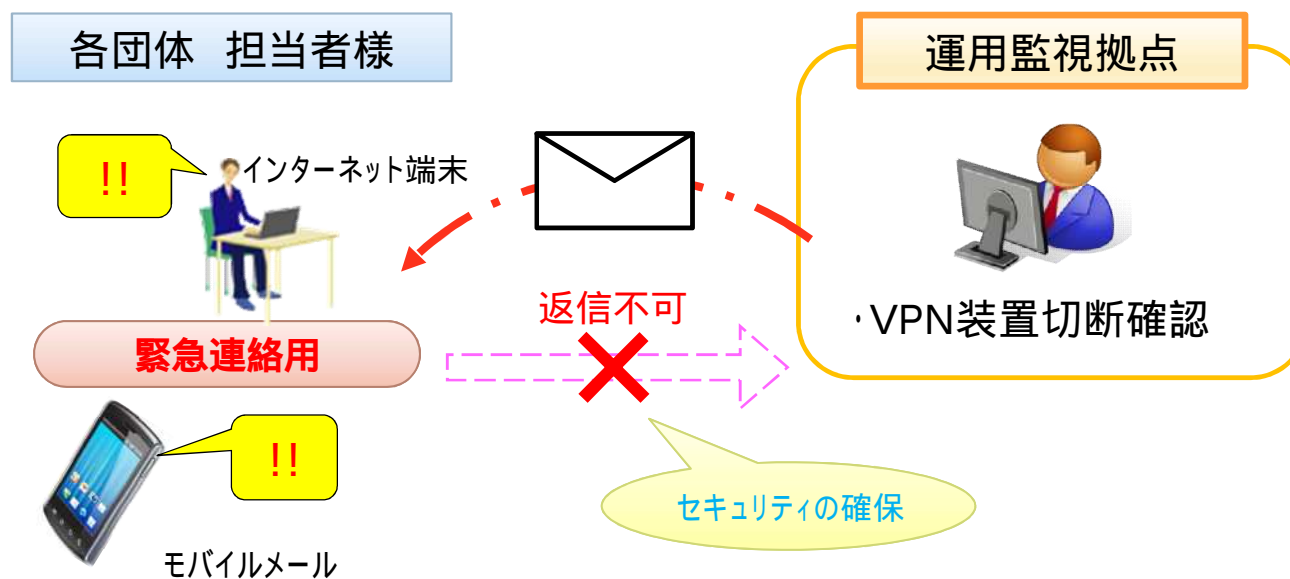
5.4 VPN通信の切断を検知した場合の時間外の連絡について

■ VPN通信の切断を検知した場合の時間外の連絡

- 3月30日から、希望のあった団体に対して、指定のあった連絡先へ情報を通知しております。

(通知の希望には、「自治体中間サーバー利用開始・変更連絡票」による届出が必要です。)

迅速な対応が可能に！



Point!

- 夜間・休日に限り、希望をいただいた団体に、インターネット環境で緊急連絡の通知をお送りしています。
- 詳しくは、自治体中間サーバー通信(第028号)「2 (2)VPN通信の切断を検知した場合の時間外の連絡について」をご確認ください。

5.5 人事異動及び組織改変時に必要となる作業について

自治体中間サーバー運用に関する担当と役割

- 以下に自治体中間サーバーの運用に関する情報機関側の担当と役割の概要を示します。(詳細については、ASPサービス利用マニュアルを参照してください。)

項番	担当	役割
1	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者	ASPサービス利用に係る機構(及び機構の委託先である構築・運用事業者)からの連絡を受ける窓口担当部署の管理者を指す。首長部局及び教育委員会のASPサービス利用に係る連絡調整等の対応を行う。教育委員会における本サービスの利用についても、本管理者が取りまとめて、申請及び変更を行う。
2	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の担当者	ASPサービス利用に係る機構(及び機構の委託先である構築・運用事業者)からの連絡を受ける窓口担当部署の担当者を指す。首長部局及び教育委員会のASPサービス利用に係る連絡調整等の対応を行う。
3	VPN装置管理者 [正/副]	VPN装置の設置・保全、設定等作業、障害復旧後の再設定(リストア等)及び情報保有機関内ネットワークに係る連絡調整等の対応を行う。
4	システム管理者	システム管理者は、自治体中間サーバーにおけるシステム利用の管理者を指し、首長部局、教育委員会それぞれで必要となる。自治体中間サーバー用端末管理、マスタメンテナンス、セキュリティ管理、操作記録管理、情報提供等記録管理及びシステム管理等の業務を行う。
5	業務担当者	自治体中間サーバーを利用して業務を行う担当者を指す。符号に関わる業務、副本に関わる業務、情報照会業務、情報提供業務、自己情報提供に関わる業務、お知らせに関わる業務等を行う。
6	サポートサイト管理者	サポートサイトにおけるシステム利用の管理者を指す。サポートサイトにおける情報管理(事務担当者情報や請求書送付先情報)、首長部局及び教育委員会のユーザ管理、問合せ状況参照を行う。添付ファイル(情報保有機関個別配付ファイル)のダウンロードを行う。
7	サポートサイト担当者	サポートサイトを利用して業務を行う担当者を指す。サポートサイト上で、お知らせ又はFAQの参照やマニュアルのダウンロードを行う。また、問合せフォームから問合せ登録を行う。添付ファイル(情報保有機関個別配付ファイル)のダウンロードを行う。
8	事務担当者	自治体中間サーバー利用の交付金等に係る事務処理を行う担当者を指す。主に機構との交付金等に係る事務処理の窓口対応を行う。

5.5 人事異動及び組織改変時に必要となる作業について

人事異動及び組織改変に伴い、必要となる作業

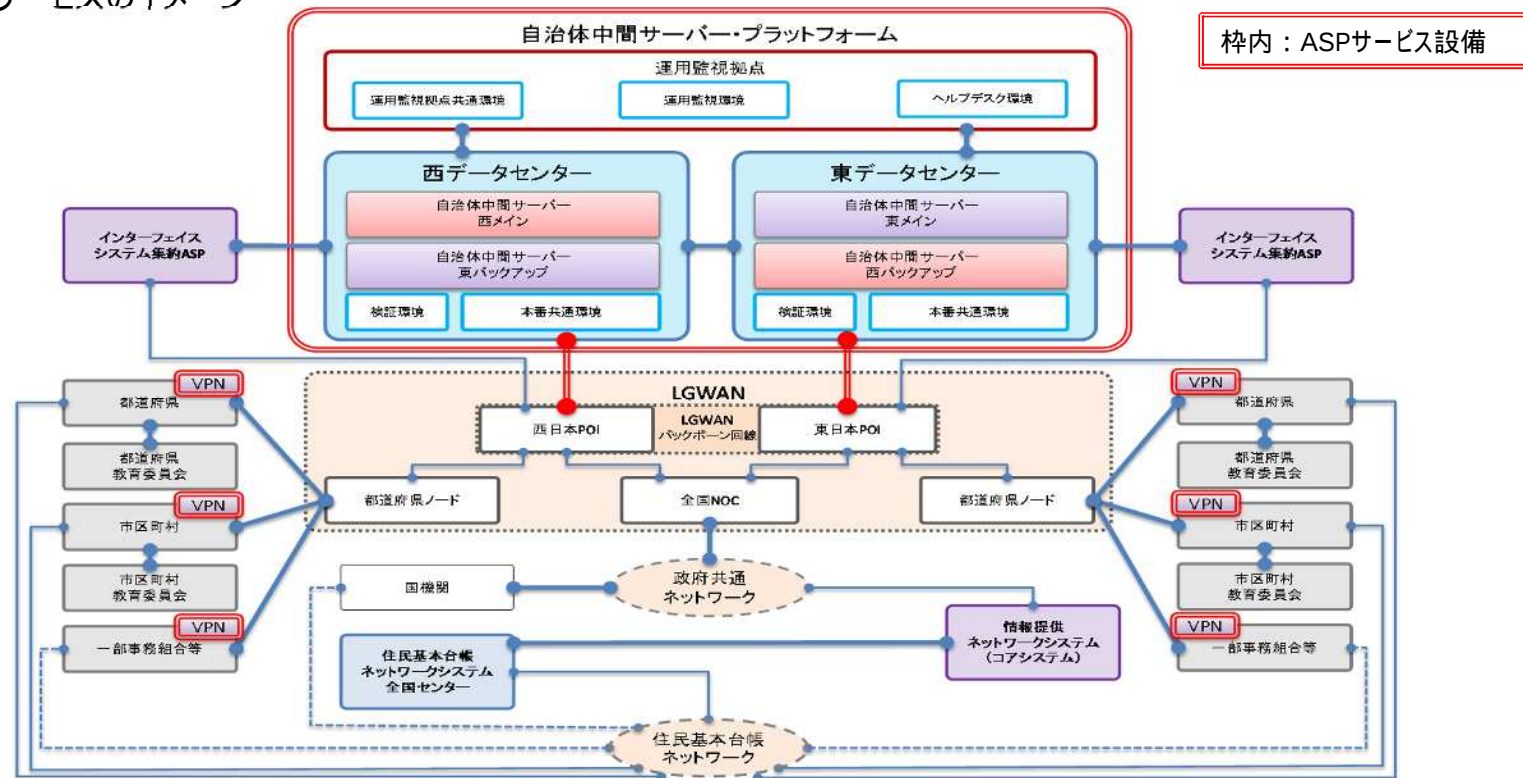
- 人事異動及び組織改変に伴い、前述の各担当者の役割の後任者への引継ぎが必要となりますが、以下に特に留意すべき作業の概要を示します。(詳細については、自治体中間サーバー通信(第027号)の「別紙1_人事異動及び組織改変時に必要となる作業について」を参照してください。)

項番	異動者	作業者	必要な作業
1	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者	・自治体中間サーバー利用開始・変更連絡票の提出 ・システム管理者のログインURLの後任者への引継ぎ ・自治体中間サーバー・ヘルプデスク問合せ先の後任者への引継ぎ
2	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の担当者	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者	・自治体中間サーバー利用開始・変更連絡票の提出
		ASPサービス利用に係る窓口担当部署の担当者	・自治体中間サーバー・ヘルプデスク問合せ先の後任者への引継ぎ
3	VPN装置管理者 [正/副]	ASPサービス利用に係る窓口担当部署の管理者	・自治体中間サーバー利用開始・変更連絡票の提出
		VPN装置管理者[正/副]	・VPN装置の取扱いの後任者への引継ぎ (VPN装置バックアップファイル、VPN装置へのログインID・パスワード、VPN監視抑止申請書の提出方法等)
4	システム管理者	システム管理者	・システム管理者アカウントの登録、更新及び削除
5	業務担当者	システム管理者	・業務担当者アカウントの登録、更新及び削除
6	サポートサイト管理者	サポートサイト管理者・担当者	・サポートサイト管理者情報の更新
7	サポートサイト担当者	サポートサイト管理者・担当者	・サポートサイト担当者情報の更新
8	事務担当者	サポートサイト管理者	・事務担当者情報、請求書送付先情報の更新

6. 自治体中間サーバー・プラットフォーム ASPサービスについて（参考）

6.1 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスについて (1) (参考)

6.1.1 全体サービスのイメージ



- ・東西 2 箇所に拠点を集約し、各情報保有機関が共同で利用する。
- ・データベースは、各情報保有機関ごとに明確に区分管理する。
- ・業務継続性を考慮し、東西 2 箇所の拠点間で相互バックアップを行う。
- ・中間サーバー・プラットフォームを総合行政ネットワーク（LGWAN）におけるASPサービスとしてサービスを提供する。
- ・各情報保有機関と中間サーバー・プラットフォームは、機構が配付・保守するVPN装置を用いて接続する。

6.1 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスについて (2) (参考)

6.1.2 業務サービス

- 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスとして、J-LISが情報保有機関に提供する業務サービスは以下の内容です。

項	サービス名	概要
1	自治体中間サーバー・ソフトウェア機能	・ 法令(政令省、公示、条例等含む。)等に基づき情報保有機関において行われる、特定個人情報の情報照会・提供等業務及び符号取得業務等を実施
2	自治体中間サーバー・サポートサイト	・ ASPサービスに関するお知らせ情報の掲示機能、マニュアル等のダウンロード機能、技術的な質問や問題を解決するためのサポート情報(FAQ等)及び受付フォームからの問い合わせ機能を提供
3	自治体中間サーバー・ヘルプデスク	・ 本サービスに関する問い合わせを受け付けるヘルプデスクの提供 ・ ヘルプデスクは、原則として、サポートサイトの問合せ受付フォーム、メール、FAXからの問合せを受け付け

6.1.3 運用サービス

- 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスを構成するシステムの監視及び運用をJ-LISが行います。

項	サービス名	概要
1	自治体中間サーバー・プラットフォームの監視	・ 自治体中間サーバー・プラットフォームを構成するサーバー機器、ネットワーク機器及びソフトウェア・アプリケーションのシステム監視を実施 ・ システムに障害が発生した場合は、速やかに調査・対応を行い、障害を復旧
2	VPN装置の監視	・ 情報保有機関に配置されるVPN装置と自治体中間サーバー・プラットフォームに配置されるVPN装置間の接続状態を監視 ・ 連絡外の切断を検知した場合は、VPN装置管理者に対してヘルプデスク担当者から連絡を取り、VPN装置交換等による復旧を実施
3	データ・バックアップ	・ 団体業務データやシステムデータのバックアップを日次で実施 ・ システム障害が発生し団体業務データやシステムデータが消失する等リストアが必要となった場合、機構はバックアップデータからリストア
4	バージョンアップ	・ 自治体中間サーバー・ソフトウェアのバージョンアップや、自治体中間サーバー・プラットフォームで使用するソフトウェア等のパッチ(セキュリティパッチ等)適用を必要に応じて実施
5	ログ管理	・ 自治体中間サーバー・ソフトウェア及び自治体中間サーバー・プラットフォームのログを保存・管理 ・ 保存・管理したログは、不正アクセスの追跡、システム障害時の原因特定、セキュリティ調査等、本サービスの安定的かつ継続的な提供に利用

6.1 自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスについて (3) (参考)

6.1.4 サービス提供時間

- システムサービス提供時間、データ送受信機能停止時間、ヘルプデスク受付時間、サポートサイト利用時間及び運用監視提供時間は、原則として以下のとおりです。

対象			時間	曜日
業務サービス	自治体中間サーバー	システムサービス提供時間	08:00～21:00	月曜日～金曜日
			<u>08:00～17:00</u>	土・日・祝日、年末年始
		データ送受信機能停止時間	21:00～00:00	月曜日～金曜日
	サポートサイト利用時間	LGWAN回線からのアクセスが必要	1:30～24:30	365日（保守作業時を除く）
	ヘルプデスク(電話)受付時間		09:00～18:00	月曜日～金曜日 (土・日・祝日・年末年始を除く)
	ヘルプデスク(メール、FAX)受付時間		24時間	365日（保守作業時を除く）
運用サービス	運用監視提供時間		24時間	365日

2.22
変更

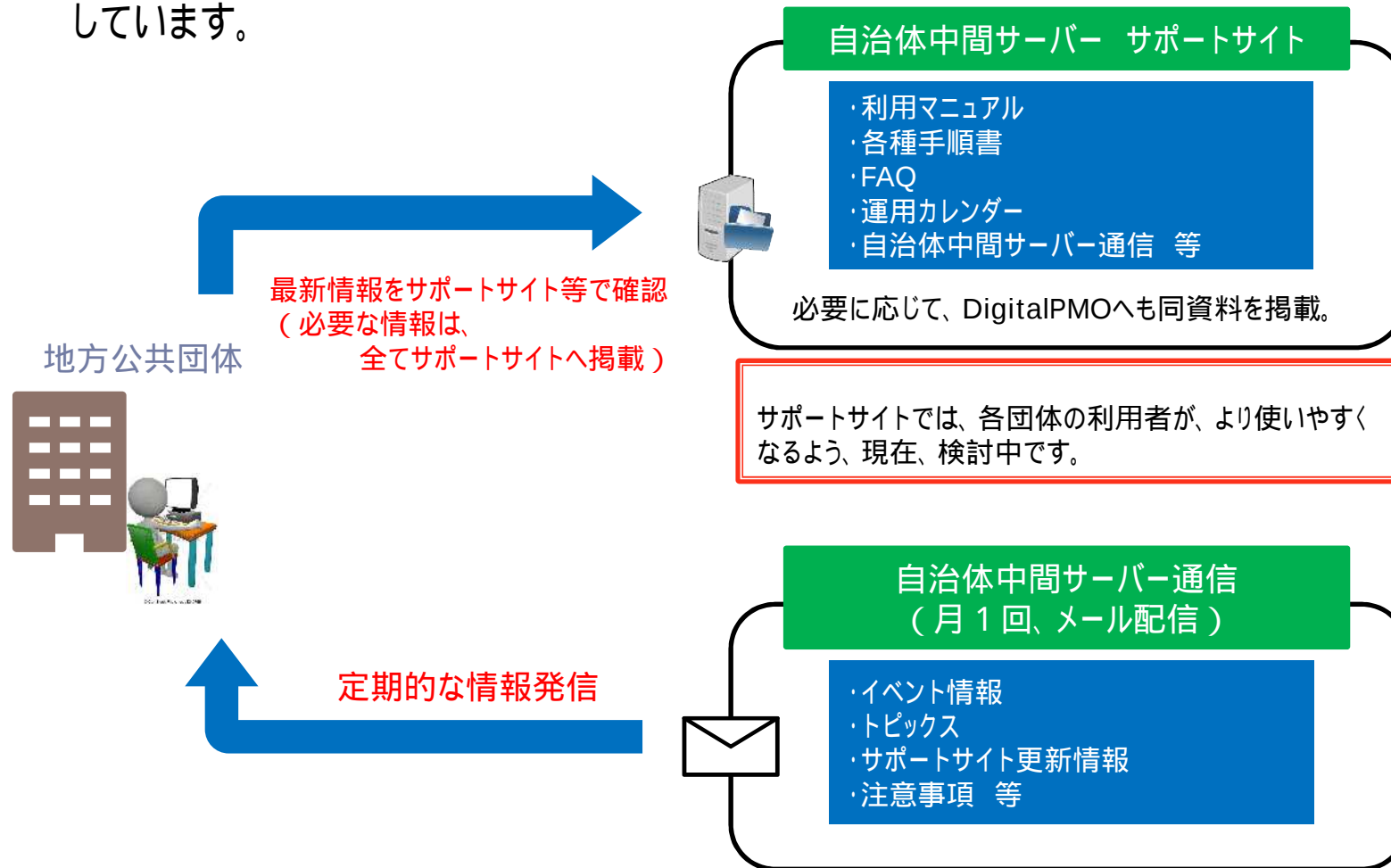
6.1.5 サービスの一時的な停止及び通知について

- 自治体中間サーバーのメンテナンス等によりサービス提供時間に変更が生じる際には、事前に自治体中間サーバー通信及び自治体中間サーバーサポートサイト等によりお知らせします。

6.2 地方公共団体への支援について（1）（参考）

6.2.1 地方公共団体への情報提供

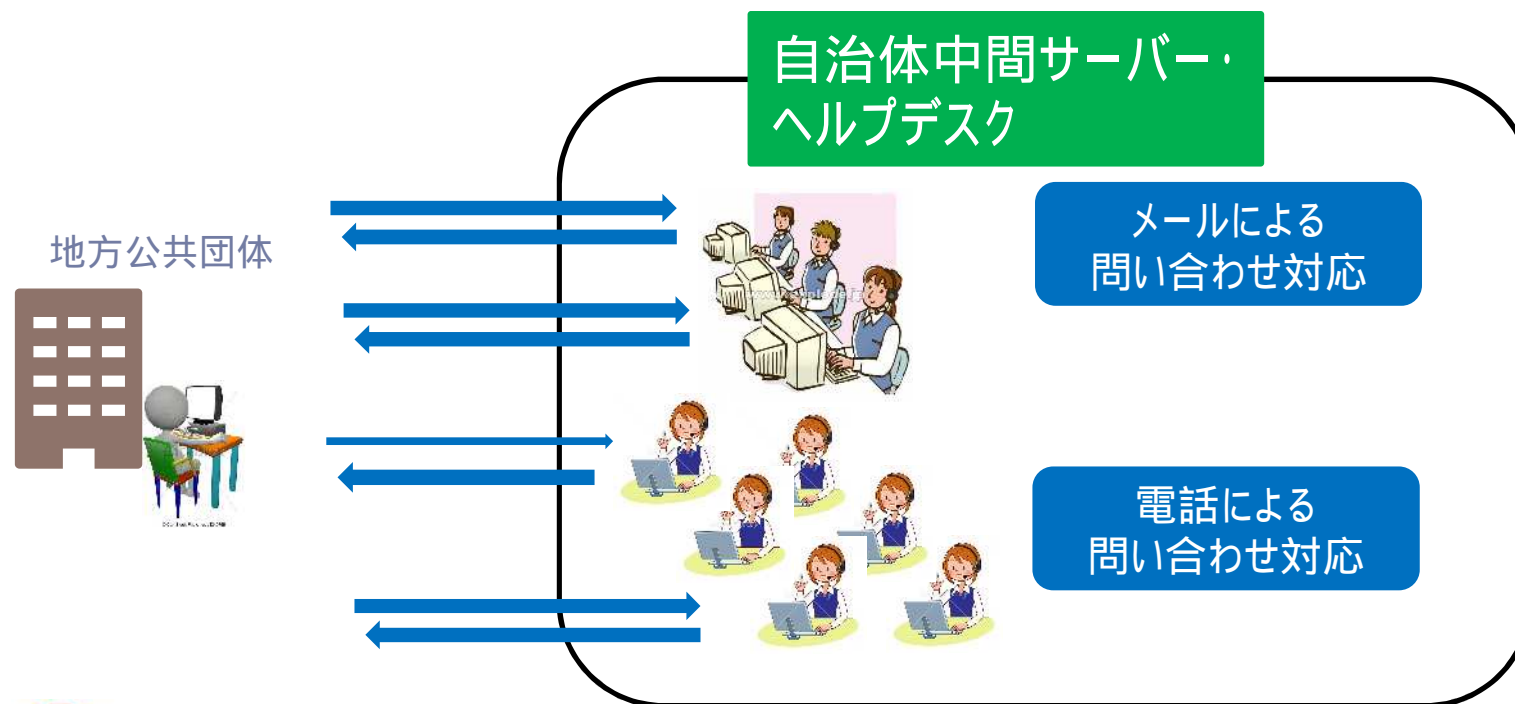
- 自治体中間サーバー・サポートサイトや自治体中間サーバー通信等により必要な情報を提供しています。



6.2 地方公共団体への支援について（2）（参考）

6.2.2 地方公共団体（情報保有機関）からの問い合わせ対応・導入支援

- 各地方公共団体からの問合せに対して的確に回答するため、専用窓口を設置し、問い合わせ対応・導入支援を実施しています。



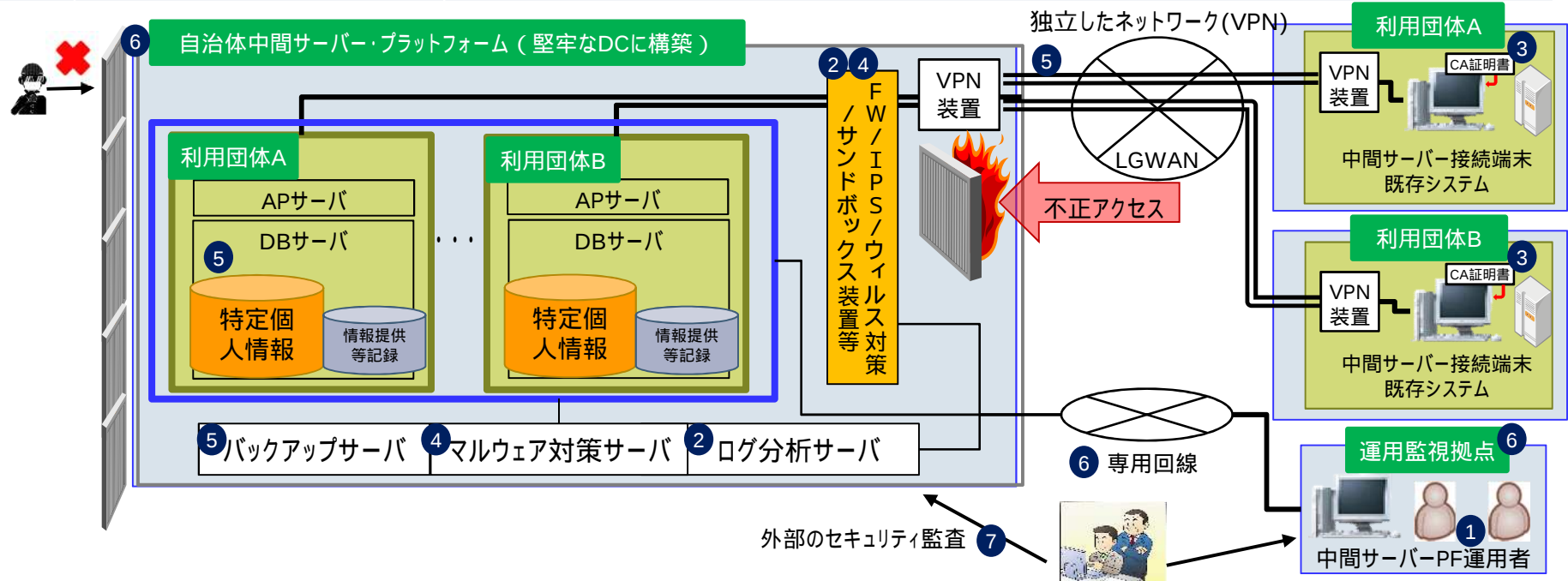
Point!

- 遅くとも5営業日以内に回答することとしています。
- 正確かつ的確にお答えしたいので、なるべくお問い合わせフォーム又はメールで行ってください。

6.3 自治体中間サーバー・プラットフォームのセキュリティ対策（参考）

- 本サービスで扱う特定個人情報等を不正アクセスや侵入等の脅威から守るために、様々な対策を講じています。

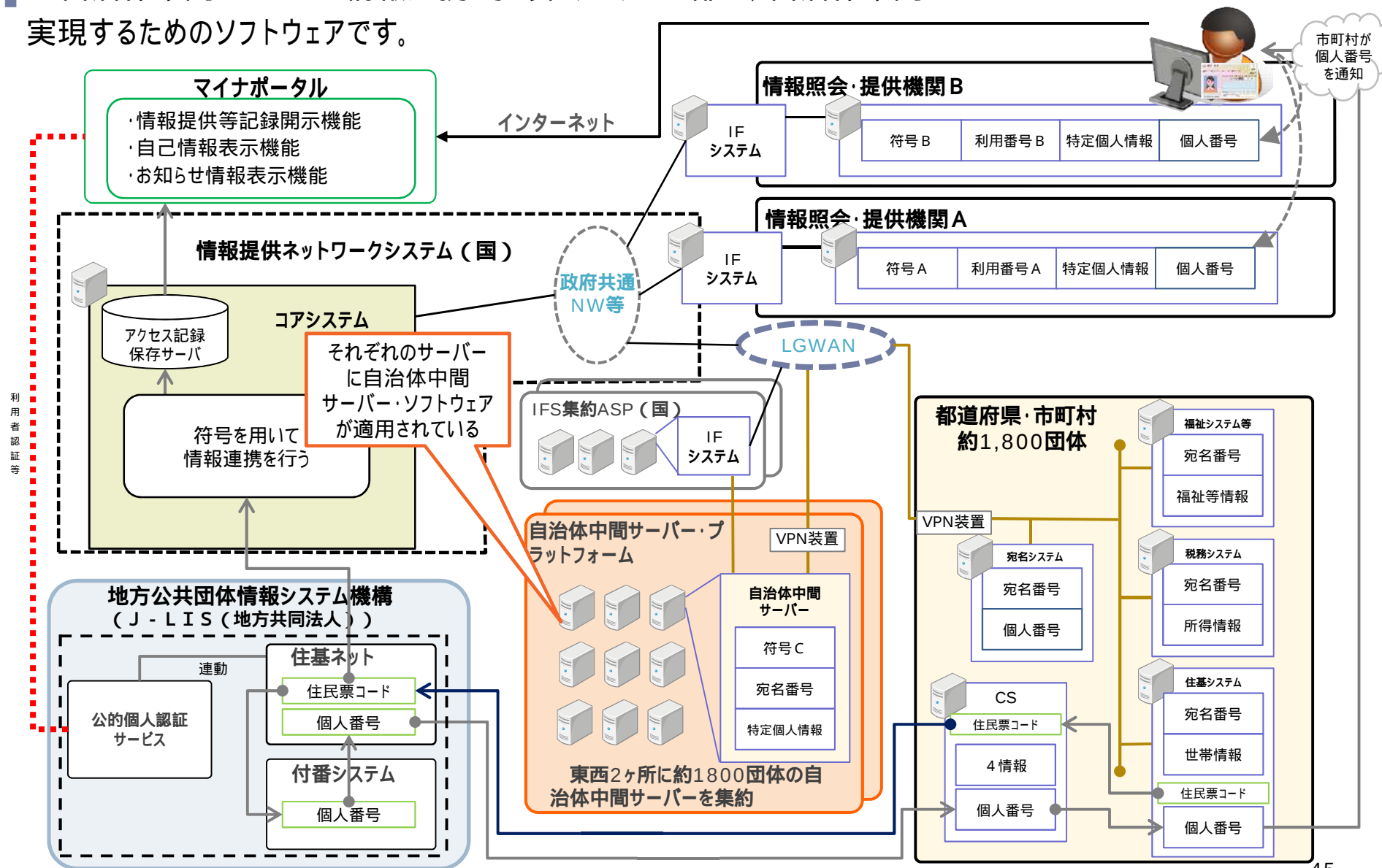
項番	セキュリティ対策項目	概要
1	利用者の役割ごとのアクセス権限	自治体中間サーバー・プラットフォームのシステム運用者の役割ごとのアクセス権限を設定する。
2	不正アクセスの検知、証跡ログの取得	不正アクセスや過剰なアクセスによるシステムダウン等を防止するための対策及び検知を実施する。また、団体業務データへのアクセス等の証跡ログを記録し、不正アクセス監視及び改ざん検知を実施する。
3	サーバ認証等によるなりすまし防止	サーバ認証等によりなりすまし防止を実施する。
4	マルウェア対策	ウィルスやワーム等の悪意のあるソフトウェアによる脅威に備えるためマルウェア対策を実施する。
5	暗号化によるデータ保護	通信、データベース及びバックアップデータを暗号化することによりデータ保護を実施する。
6	物理対策	運用監視拠点及び東西DC拠点の入退室時における不正な侵入を防止する対策を実施する。また、東西DC拠点及び運用監視拠点の各拠点間通信は、専用回線を用いて閉域性を確保し、第三者によるアクセスを遮断する。
7	情報セキュリティ監査	情報セキュリティを維持・管理する仕組みが適切に整備・運用されているかを点検・評価するために、外部によるセキュリティ監査実施者による情報セキュリティ監査を年1回実施する。



7.自治体中間サーバー・ソフトウェアについて (参考)

7.1 自治体中間サーバーと情報連携に関するシステムの全体像（参考）

自治体中間サーバーは情報連携を担う仕組みの一部で、自治体中間サーバー・ソフトウェアはそれを実現するためのソフトウェアです。



7.2 自治体中間サーバー・ソフトウェアの業務機能（参考）

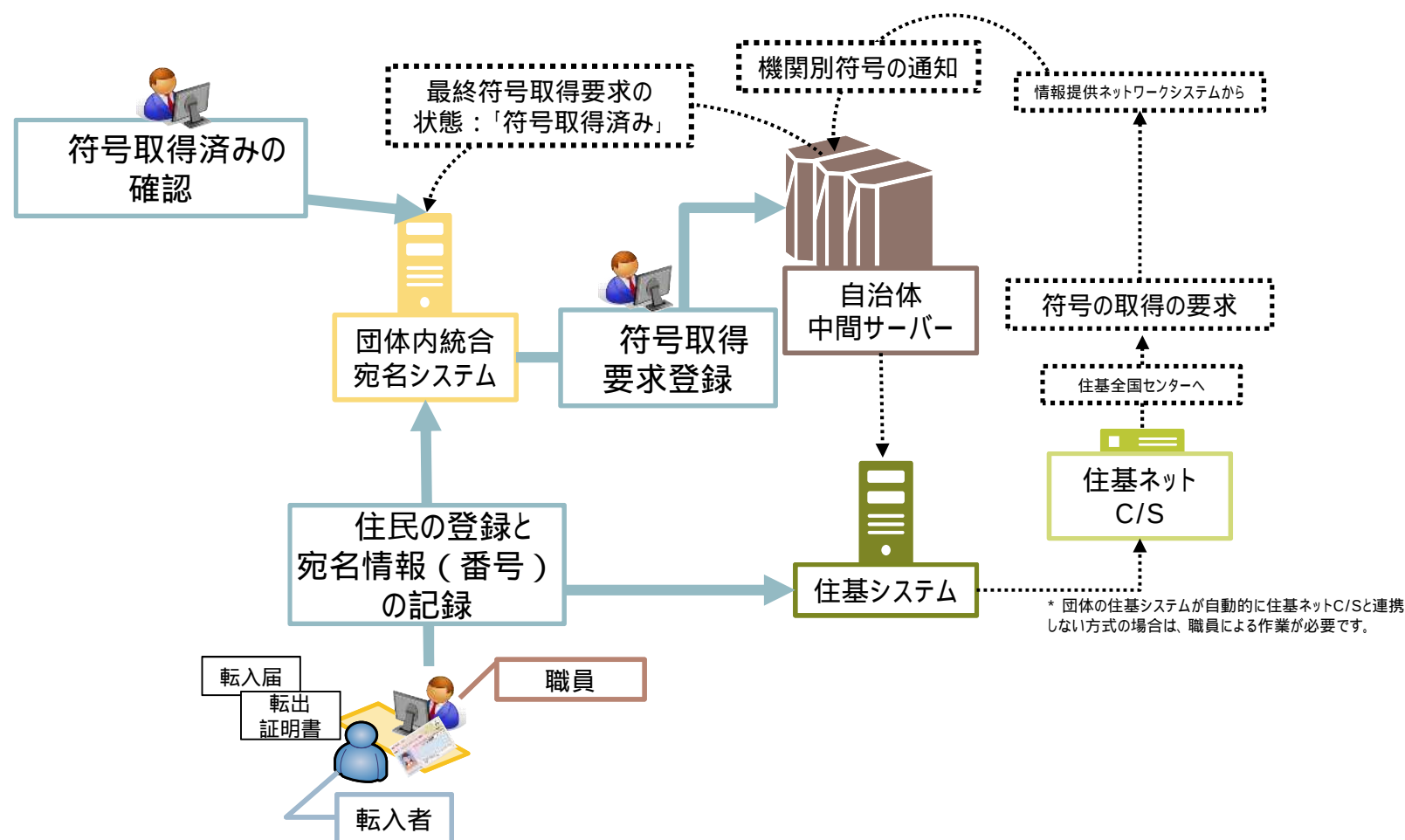
自治体中間サーバー・ソフトウェアは法令等に基づき、情報保有機関において行われる情報連携を実現するための機能を備えています。

業務機能	概要
符号管理機能	情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。
情報照会機能	情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。
情報提供機能	情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。
既存システム接続機能	中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。
情報提供等記録管理機能	特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。
情報提供データベース管理機能	特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。
データ送受信機能	中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。
セキュリティ管理機能	特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。
職員認証・権限管理機能	中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。
システム管理機能	パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。
自己情報提供機能	自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報（連携情報）及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。
お知らせ機能	お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。

7.3 自治体中間サーバーにおける機関別符号の取得業務（参考）

転入等で住民が増えた場合には、符号管理機能を利用して符号取得を行います。

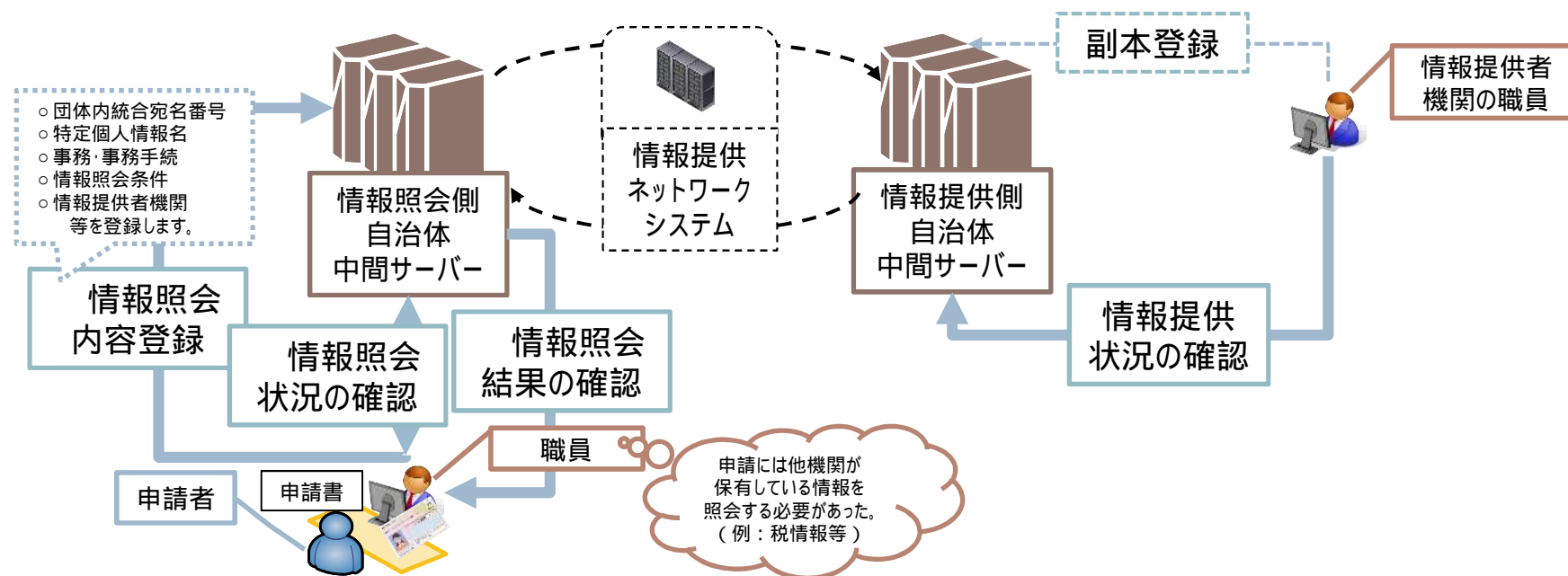
- 情報連携ではマイナンバーを直接、用いるのではなく、住民票コードを元に作成する機関ごとに異なる符号（機関別符号）を用います。
- そのため、個人を識別するための機関別符号をあらかじめ取得します。



7.4 自治体中間サーバーにおける情報照会業務と情報提供業務（参考）

情報照会機能及び情報提供機能等を用いて情報連携を行います。

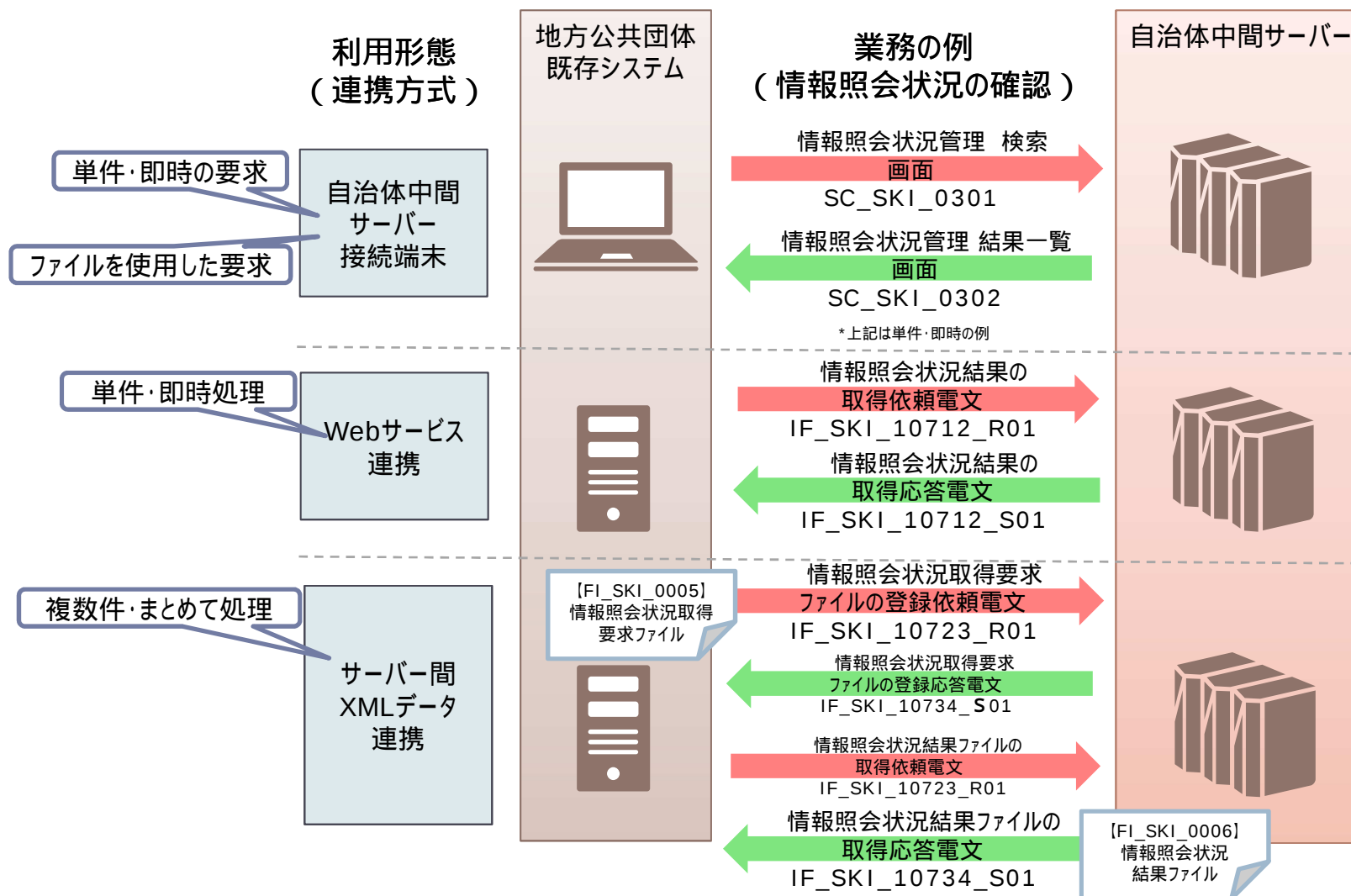
- 情報照会において情報照会者機関の職員は、申請に基づいて「情報照会内容登録」を行い、「情報照会状況の確認」を行って情報提供者からの特定個人情報提供されたことを確認し、その内容を「情報照会結果の確認」で確認します。
- 情報提供では、情報照会条件に合致する特定個人情報（副本）が自治体中間サーバーに登録されている場合、システムが自動的に情報提供を行います（自動応答）。この場合、情報提供側機関の職員は必要に応じて「情報提供状況の確認」を行うのみとなります。
- なお、情報連携では前ページで解説した機関別符号が利用され、他の機関と情報連携を行うときに情報ネットワークシステムで連携先機関の機関別符号に変換されます。



7.5 自治体中間サーバーの利用形態（参考）

自治体中間サーバーには3種類の利用形態（連携方式）があります。

- 各地方公共団体の運用方法に合わせて、既存システムや自治体中間サーバー・接続端末を整備し、自治体中間サーバーを利用しています。

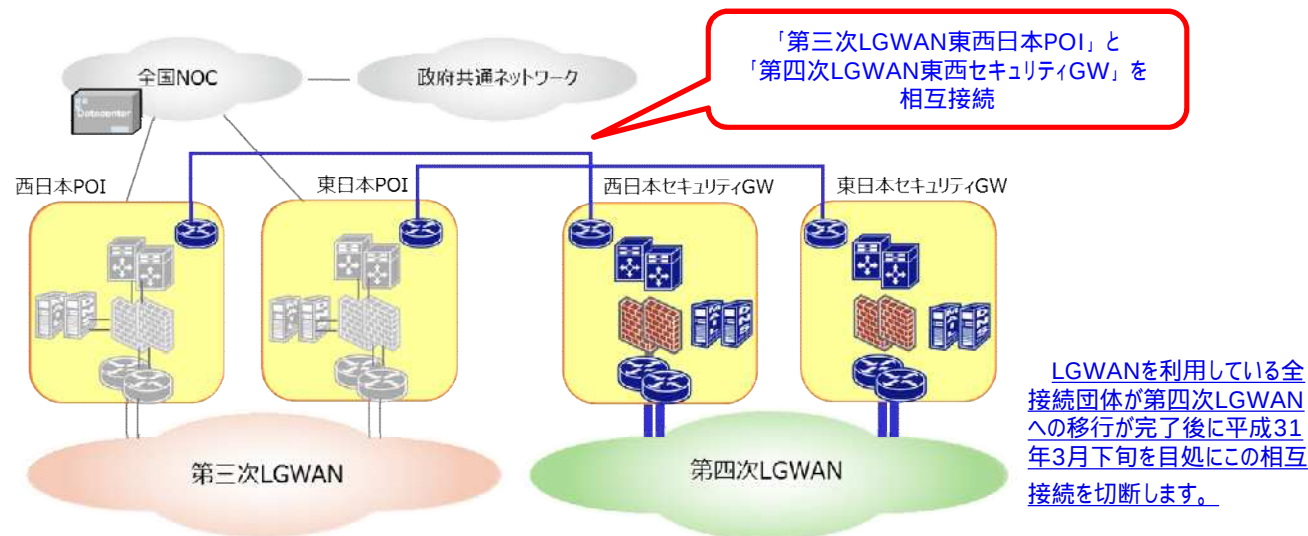


8. 第四次LGWANの移行における情報 提供について（参考）

8. 第四次LGWANへの移行における情報提供（参考）

第四次LGWANへの移行準備

- 第四次LGWANへ移行するため、平成30年3月下旬に第四次LGWANと第三次LGWANの相互接続の作業を行いました。



第四次LGWANへの移行スケジュール

平成30年度															
移行時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
第四次 LGWAN 移行 スケジュール			都道府県ノード(6月～10月上旬) (41都道府県)							移行予備期間 (1月～3月) 接続団体の都合によって、 この移行予備期間で移行作 業を行う場合もあります。					
			各接続団体(6月～12月) (直接接続方式化)												
	先行団体 (4月中旬～7月上旬)			各接続団体(8月～12月) (ハイブリッド方式化、都道府県ノード経由コールドスタンバイ化/ホットスタンバイ化、 都道府県ノード経由でLGWAN接続ルータの更改のみ、現行ルータ継続利用)											

8. 第四次LGWANへの移行における情報提供（参考）

第四次LGWANへの移行準備におけるLGWAN業務の停止について

- 第四次LGWANへの移行作業中においては、以下の主なLGWAN業務が停止します。

- **情報連携（中間サーバー）**

- LGWANメール送受信
- eLTAX及び国税連携
- Em-Net
- 在留カード等発行システム（外国人登録）
- Jアラート
- コンビニ交付
- 戸籍副本バックアップ
- 上記以外の各種LGWAN-ASPサービス

移行区別	移行内容	移行作業中のLGWAN 業務停止時間
先行団体移行	都道府県ノードの移行	約6時間
	LGWAN接続ルータ移行	約3時間半
通常移行	都道府県ノードの移行	約3時間
	LGWAN接続ルータ移行	約1時間

上記LGWAN業務は「都道府県ノード」と各接続団体の「LGWAN接続ルータ」の移行作業中に停止します。

なお、第四次LGWANの最終移行作業として、各接続団体にて基本プロトコルサービス（DNS、NTP、SMTP）の参照先IPアドレス変更も実施していただくため、その際の変更作業時も上記LGWAN業務が停止することをご認識ください。

基本プロトコルサービス参照先変更作業の時間は、委託しているネットワーク事業者の作業内容によって異なるため、変更作業に係る時間を事前にご確認ください。

第四次LGWAN移行における詳細情報

- 第四次LGWANにおける詳細情報については、「総合行政ネットワークポータルサイト」の以下のURLに掲載しております。LGWAN接続系のPCからご確認いただけますので、今一度ご確認のほどよろしくお願いいたします。

【URL】：<http://center.lgwan.jp/nextlgwan/index.html>